

衆議院 農林水産委員会 會議録 第七号

平成三十年四月五日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 伊東 良孝君

理事 伊藤信太郎君 理事 小島 敏文君

理事 坂本 哲志君 理事 鈴木 憲和君

理事 福山 守君 理事 佐々木隆博君

理事 大串 博志君 理事 佐藤 英道君

理事 井上 貴博君 池田 道孝君

泉田 裕彦君 稲田 朋美君

上杉謙太郎君 加藤 寛治君

金子 俊平君 木村 次郎君

岸 信夫君 小寺 裕雄君

齋藤 洋明君 谷川 弥一君

西田 昭二君 野中 厚君

藤井比早之君 藤原 崇君

古川 康君 細田 健一君

宮路 拓馬君 山本 拓君

石川 香織君 大河原雅子君

神谷 裕君 亀井亜紀子君

山本和嘉子君 後藤 祐一君

佐藤 公治君 関 健一郎君

緑川 貴士君 江田 康幸君

金子 恵美君 田村 貴昭君

森 夏枝君

農林水産大臣 齋藤 健君

農林水産副大臣 磯崎 陽輔君

内閣府大臣政務官 長坂 康正君

総務大臣政務官 山田 修路君

外務大臣政務官 堀井 学君

農林水産大臣政務官 野中 厚君

政府参考人 (内閣官房TTP等政府対 澁谷 和久君)

策本部政策調整統括官)

政府参考人 (内閣府規制改革推進室次 窪田 修君)

政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 川又 竹男君

政府参考人 (農林水産省大臣官房長) 水田 正和君

政府参考人 (農林水産省大臣官房総括 天羽 隆君)

政府参考人 (農林水産省大臣官房総括 横山 紳君)

政府参考人 (農林水産省大臣官房総括 審議官) 塩川 白良君

政府参考人 (農林水産省大臣官房危機 管理・政策立案総括審議 官) 池田 一樹君

政府参考人 (農林水産省消費・安全局 井上 宏司君)

政府参考人 (農林水産省食料産業局長 枝元 真徹君)

政府参考人 (農林水産省生産局長 大澤 誠君)

政府参考人 (農林水産省経営局長 荒川 隆君)

政府参考人 (農林水産省農村振興局長 柄澤 彰君)

政府参考人 (農林水産省政策統括官) 別所 智博君

政府参考人 (農林水産省技術会議事務局 長) 長谷 成人君

政府参考人 (水産庁長官) 室井 純子君

農林水産委員会専門員

委員の異動

四月五日

岸 信夫君 補欠選任 井上 貴博君

石川 香織君 山本和嘉子君

同日

岸 信夫君

井上 貴博君

山本和嘉子君

補欠選任

岸 信夫君

石川 香織君

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

森林経営管理法(内閣提出第三八号)

独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正 する法律案(内閣提出第三九号)

農林水産関係の基本施策に関する件

農林水産関係の基本施策に関する件

農林水産関係の基本施策に関する件

農林水産関係の基本施策に関する件

農林水産関係の基本施策に関する件

農林水産関係の基本施策に関する件

農林水産関係の基本施策に関する件

農林水産関係の基本施策に関する件

農林水産関係の基本施策に関する件

農林水産関係の基本施策に関する件

農林水産関係の基本施策に関する件

農林水産関係の基本施策に関する件

農林水産関係の基本施策に関する件

農林水産関係の基本施策に関する件

農林水産関係の基本施策に関する件

農林水産関係の基本施策に関する件

農林水産関係の基本施策に関する件

農林水産関係の基本施策に関する件

農林水産関係の基本施策に関する件

農林水産関係の基本施策に関する件

農林水産関係の基本施策に関する件

農林水産関係の基本施策に関する件

農林水産関係の基本施策に関する件

農林水産関係の基本施策に関する件

農林水産関係の基本施策に関する件

農林水産関係の基本施策に関する件

農林水産関係の基本施策に関する件

農林水産関係の基本施策に関する件

これを見ますと、米の直接支払交付金、アンダーラインがしてありますけれども、ここには、平成三十年産から廃止をするということがはつきり書かれています。

一方で、その裏のページを見て下さい。五番目に米政策の見直しという項目があります。この中には、これもアンダーラインをしてありますけれども、五年後をめどに、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、需要に応じた生産が行われる状況になるように取り組む、こういうことが書いてあるわけですね。

戸別所得補償の廃止は三十年産から廃止と明確に書いてあって、一方で、生産調整については五年後をめど、あくまでもめどということを書いてあるということは、この時点では、実は、同時に言うということが決められていなかったのではないだろうかという気がしています。

もちろん、生産調整に参加する人に戸別所得補償をするというたてつけになっているわけですから、ある程度リンクしていくことはわかるのでありますけれども、これを一緒にしていくということでは、さまざまな動揺が生じているような気がしているところでもあります。

また、現場の農家からは、何かにかく予算が減っているんだよね、自分たちの手取りが減っているんだよね、そういう声もあちこちで耳にしています。

そこで、大臣、お尋ねをいたします。

このような、農家の漠然とした不安というか、手取りが減っている、収入が減っている、そして予算が減っているんじゃないか、こういう声に対して、どうか答えていただければと思います。

○齋藤国務大臣 今御指摘の、二十五年の十二月十日の活力創造プランの抜粋ですけれども、これをまとめるときは私、農林部会長でありましたので、よく覚えておりますし、この方針に沿って今さまざまな施策を講じさせていただいているわけでありまして。

そして、その上では、予算をしつかり確保する

ということとは当然の前提だろうと私は思っておりまして、その後、部会長を引き続きやり、副大臣のときも一貫して、この改革がうまくいくようにということと、私なりに予算の獲得にも努力をしてきたつもりであります。

そして、平成三十年度予算につきましても、農林水産業・地域の活力創造プラン等に基づく農政改革等に必要な予算を確保したところであります。私としては、今まで一貫してこういうふうなやってきたものが、農家の御理解もいただきながらしっかりと実現をしていくということは、私が今まで努力してきたことの、言ってみれば延長線上にある話でありますので、必要な予算をしつかりと確保するというのは、もう強い決意で臨んでいきたいと思っております。

一方で、予算は、確保することも大事なんですけれども、実際に現場で有効に使われるということとでなくては意味がないと思っておりますので、この予算に盛り込んだ施策が実際に意味ある形で現場で活用していただけるように、職員に対しては徹底をしていきたいと思っております。

○古川(康)委員 ありがとうございます。

予算に関連して、次に御尋ねをいたします。戸別所得補償政策がスタートしたときに、一方で、農業農村整備事業、いわゆるNN事業の予算は六〇%以上減ったと言われています。ある意味、わかりやすかったと思います。今度の予算では七百十四億円がなくなりました。その部分だけNN事業が戻ったとかなったかわかりやすいのかもしれませんが、政府にこの七百十四億円は何に使ったんですかと聞くと、まあいろいろおっしゃるんですね。それはそれでわかるんですけど、なかなかこれでは現場の農家の方に御理解いただくのが難しいと感じています。

この七百十四億円、一体どこにどう使われているのか、わかりやすく、政治家の言葉で語っていただければと思います。

○野中大臣政務官 お答えいたします。米の直接支払交付金七千五百円、予算七百十四

億円の行方はどこかというのは、私も常に、地元に戻って多くの農家の方から質問をされまして、都度丁寧にお答えをさせていただいているところであります。

厳密に言いますと、予算というのは、御承知のとおり単年度制でありますので、どの政策に予算を充当したかと言うのは困難な部分はございますが、あえて申し上げるところでございますが、平成三十年度当初予算において増額した主要施策でございます。水田における麦、大豆、飼料用米等の生産を支援することで水田フル活用を進める水田活用の直接支払交付金、これが、平成二十九年産三千五百五十億円が、平成三十年度三千三百四十億円ということと、前年度比百五十四億円の増となっております。

また、水田の大区画化等による生産コストの低減や担い手への農地集積を進める農業農村整備関連予算、これが、平成二十九年産四千二十億、平成三十年度四千三百四十八億円でございます。前年度比三百二十八億円の増でございます。

そして、昨年六月に成立した農業保険法に基づきまして、米農家さんも最近果樹、野菜、そしてまた、共済の対象でなかったマイナー作物に取り組んでいる方もいらっしゃるということで、農業経営者の総合的なセーフティネットとして新たに構築いたします収入保険の実施に必要な経費、これが新規でございます。平成三十年度二百六十億でございます。これら三つを増額分として合計すると、七百四十二億円となっております。

このように、米の直接支払交付金の廃止財源七百十四億を活用することによって、水田フル活用、また生産コストの低減、そして農業経営のセーフティネットなど前向きな施策に必要な予算を充当できたと考えております。これらの生産現場の強化に必要な施策を着実に実行し、農業の成長産業化に取り組んでまいりたいというふうな思っておりますので、古川委員におかれましては、ぜひ地元で丁寧な説明をお願いしたいと存じます。

○古川(康)委員 ありがとうございます。そこで、その予算の中身について一点だけ伺います。

大臣も、しっかりと頑張ると言っていたと思いますが、また、有効活用もしっかりとしたいかなければいけないと思っております。

産地交付金について教えてください。昨年は、二割留保といったものがこの時期にございました。また、佐賀県では、二毛作助成のやり方が変わっていったとか、あるいは交付時期が遅くなっていたというところで、現場でも混乱があったというふうに感じています。

ことは、先ほどもおっしゃったように十分な予算を確保しているということであれば、二割留保といった方法をとらずに済むのであれば、二割留保はできているのか、教えていただければと思います。

○柄澤政府参考人 お答えいたします。

二十八年度、二十九年度における水田活用の直接支払交付金につきましては、予算の範囲内で執行するという原則のもとで、戦略作物の作付が仮に拡大した場合でも、戦略作物に対する交付金の支払いに支障が生じないようにという観点から、年度当初には、まず産地交付金の二割を留保して八割を各県に配分申し上げ、そして、執行の過程で戦略作物助成の超過分がある場合には、当該超過分に対する支払いにその留保額を充てるという運用をとってまいりました。

やはり、麦、大豆、飼料米などの戦略作物の本作化を推進していくためには、この水田活用の直接支払交付金による戦略作物への支援を万全に行う必要があるということを前提としますと、秋に作付面積が取りまとまるまで所要額がどうしても見通しがないという以上は、産地交付金の留保の運用は継続する必要があると考えております。

他方で、こうした現行の運用につきましては、今委員から御指摘がございましたように、生産現場からさまざまな御意見が寄せられておりまし

て、この御意見を踏まえた場合に、三十年産の戦略作物等の作付動向が総じて言えば二十九年産から大きく変化する状況にないことも踏まえ、年度当初に留保する産地交付金の割合を二割から一割に減じ、九割を各県に配分するというところとさせていただきます。

なお、水田活用の直接支払交付金の三十年度予算全体につきましては、いろいろな要素を勘案しまして、二十九年産当初予算額に比べて百五十四億円増となる三千三百四十四億円と、必要な額を計上しているところでございます。

○古川(康)委員 ありがとうございます。
それでは、近年の米の相場と戸別所得補償との関係についてお尋ねをいたします。
まず、ここ十年間の米の販売価格、どのような状況になるのか、簡潔にお願いします。

○柄澤政府参考人 J.A等の出荷業者と米の卸売業者との相対取引における全産地銘柄の平均価格の十年間の推移を見てみますと、ちょうど十年前の平成十九年産のときには、六十キロ当たり一万四千六百四十四円でございました。直近の二十九年産、これはこの二月までの平均でございますけれども、六十キロ当たり一万五千五百六十円ということでございます。

この十年の間の最高水準は二十四年産の一万六千五百一円、最低水準は二十六年産の一万一千九百六十七円という状況でございます。

○古川(康)委員 ありがとうございます。
そのもとになった数字、私が手元に持っておりますものと同じことを今おっしゃいましたので、それをもとにして申し上げますと、六十キロ当たりで、平成二十七年産が一萬三千三百七十五円、そして二十八年産は一萬四千三百七十七円。販売価格は、この二七から二八にかけて千三百三十二円上がっています。

このように上がることで、農家としては、これは仮に平均的な農家をイメージした場合に、どれぐらいの収入増になっていると計算できますか。
○柄澤政府参考人 今御指摘がございましたよう

に、二十七年産と二十八年産の販売価格を比較しますと、六十キロ当たり千三百三十二円上昇しておりますので、これを全国の十アール当たりの平年収量を用いて計算いたしますと、農家にとりまして十アール当たり約一萬円の収入増となっているところでございます。

○古川(康)委員 ありがとうございます。
平均的な農家ということでございますけれども、こうして価格がしつかりとしたものになることによって、一萬円の農家の収入増になっているというようにことがわかりました。

逆に、今回、この七千五百円、廃止されるわけでありまして、これを換算すると、六十キロ当たりの価格で幾ら影響するということになりますでしょうか。

○柄澤政府参考人 米の直接支払交付金、十アール当たり七千五百円を六十キロ当たりの価格に換算することとした場合には、全国の十アール当たりの平年収量を用いて計算いたしますと、六十キロ当たり八百四十六円ということでございます。

○古川(康)委員 八百四十六円分の影響があるということでありまして。逆に言えば、これよりもより高い値段で米価が上がっていくということがあれば、この七千五百円の影響をいば消すことができるということではないかと思えます。そして、現実に二七から二八にかけては千円以上ふえている。

こうしたことを考えたときには、やはり、生産調整という言葉はなくなりけれども、余り過剰な作付にならないように関係者が協力をしていく、そのことによって、農家の収入も、七千五百円がなくなっても安心できる、そういうことを実現できるのではないかと考えております。改めて関係者の努力というものを期待したいと思えます。

質疑時間が終了いたしました。これで私の質問を終わらせていただきます。
ありがとうございます。

○伊東委員長 次に、西田昭二君。

○西田委員 おはようございます。自由民主党の石川三三選出の西田昭二と申します。

初めて農林水産委員会に質問の機会をいただきましたことに、心から感謝を申し上げますところでございます。

私の選挙区は石川県の能登半島を中心とした選挙区であり、風光明媚で大変美しい自然環境と、山の幸、海の恵みといった大変新鮮な食材の宝庫でございます。また、「あえのこと」や、日本遺産に認定された能登一円で行われているキリコ祭りなどの文化、祭りは世界農業遺産に国内で初めて認定をされ、輪島朝市、千枚田、日本で唯一波打ち際を車で走れる千里浜なぎさドライブウェイは、北陸新幹線開業四年目にして多くの観光客が訪れているところでございます。

委員の皆様方におかれましては、ぜひとも後援会の皆様方とともに能登半島にお越しいただきまして、心からお待ちいたしまして、質問に入りたいと思えます。

ことしは記録的な大雪のため、北陸地方を中心に大きな被害が生じたところでございます。
この委員会でも稲田先生から質問がありましたように、石川県でも、二月に約二万人の宿泊客のキャンセルがあり、農業関係では、育苗ハウスの始め二千二百棟を超える農業用のパイプハウスが倒壊するなど、約七億八千万円余の大きな被害が出ました。

これに対して、農林水産省から三月十六日に、被害農家のパイプハウスの再建補助を含めた総合的な支援策を講じていただいたわけでございますが、これを契機に地域では復旧の機運が高まり、田植用の苗の確保も既にめどがついたと聞き、国の素早い対応に感謝を申し上げますところでございます。

改めて、ここで、今回の豪雪に対する、農林水産省のトップとしての、豪雪被害に取り組んだ大臣の思いを伺いたいと思えます。

○齋藤国務大臣 この冬の大雪では、北陸を中心に五六豪雪以来三十七年ぶりの積雪となり、ま

た、北海道の日高地方でも想定を超える大雪が数日間継続したために、農業用ハウスなどに大きな被害が発生をいたしております。

こうした被害の状況を踏まえまして、被災された農業者の皆様が離農されることがないようにという基本的な考え方のもとに、三月十六日に、被災したハウスの撤去も含めた農業用ハウスの導入経費の助成、それから被災に伴い必要となる追加的な種子、種苗の確保、それから種苗の融通のための輸送に要する経費の助成、あるいは被害果樹の植えかえや未収益期間に要する経費の助成などの対策を決定いたしました。

被災された農業者の皆様が離農されることなく、この支援対策を活用していただいて一日も早く経営再開ができるように、全力で取り組んでまいりたいと思えます。

なお、施設園芸を営む農業者の皆様には、農業用ハウスというものはもう経営に不可欠な生産施設であると改めて認識をしていただきまして、今後もし起り得る甚大な自然災害に対してみずから備えていただく観点からも、園芸施設共済に加入いただく必要があるのではないかと考えております。あらゆる機会を通じて、園芸施設共済への加入も推進してまいりたいと考えております。

○西田委員 本日に多くの御支援をありがとうございます。いろいろな支援をいただくのに当たりまして、共済に入会することを前提として県内も取り組んでいるところでございますので、これからも、ぜひともよろしくお願いしたいと思えます。

次に、農山漁村の所得向上を実現し、地域振興を図るためには、農産物の生産のみならず、加工、販売などのいわゆる農業の六次産業化を進めていくことが大変重要であります。特に、緑豊かな農山漁村で地域の自然、文化、人々との交流を楽しむ農山漁村滞在型旅行をビジネスとして取り組むことは大変有効でございます。

私の選挙区である能登半島の山合いに、住民たちによる農家民宿群がございます。それは、半径

数キロ範囲に四十七軒が点在する春蘭の里があります。地域の生き残りをかけて始めた取組はもう二十年にもなり、地元食材を使った郷土料理や伝統文化の体験など、地域資源を生かしたものでなしが評判を呼び、訪問者は年間一万人を超えるまでもになりました。過疎化は容赦なく進んでおりますが、後に続く若者も少しずつ集まり始め、限界集落と言われた地域が、見事復活を遂げたわけでございます。

春蘭の里のように、地域を挙げて農家民宿に取り組むことで多くの人を呼び込んでいる事例もございます。国では、現在このような農泊の取組を進めておりますが、平成三十二年度までに農泊地域を五百地域創出することとしておりますが、受皿の整備だけでなく、一般の人々が農泊を楽しむ流れをつくることも必要と考えますが、今後どのように取組地域を拡大していくのか、その方針を伺いたいと思います。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま、農泊の取組につきまして御質問を頂戴したところでございます。

農林水産省といたしましては、農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として観光を位置づけてございます。インバウンド需要を農山漁村にもしつかり取り込んでいくというようなことで、農山漁村の活性化を図っていきいたいと考えておるところでございます。

二十九年年度から、農山漁村振興交付金の中に農泊推進対策という項目を設けまして、意欲の高い地域の皆様に対しまして、自立的な運営が図られる法人組織が農泊ビジネスを担っていただく体制を構築していただくための支援、それから、魅力ある観光コンテンツを磨き上げていただくための支援、こういったものを行わせていただいているところであります。

また、今先生からお話ございましたが、こういった取組を国内外の皆様を知っていただくためにも、海外のタレントなどを使ったPRですとか、農泊シンポジウムの開催、それからSNSで

の情報発信、映像発信などに努めておるところでございます。

平成三十二年度までに五百地域の農泊地域の創設ということを目指しております。二十九年度におきましては、先生御指摘の能登町の春蘭の里も含めて二百六地域の地域指定を行って、支援を行っておるところでございます。

今後とも、しっかりと農泊の地域を支援してまいりたいと考えております。

○西田委員 過疎地域の起爆剤として、しっかりと国からの応援をこれからもよろしく願いたいと思います。

次に、スルメイカは我が国の主要な水産資源の一つでございます。日本海においても、イカ釣り漁業で多く漁獲されております。

このイカ釣り漁業は石川県の基幹漁業の一つでもあります。スルメイカがとれなくなってしまうのではないかと漁業者が心配していると聞いております。

スルメイカ資源の状況、また、悪化している原因をどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○長谷政府参考人 平成二十九年の日本海、東シナ海を含んだ数字になりますけれども、我が国のスルメイカ漁獲量は三万六千トンであります。これは平成二十八年の四万二千トンの八六％ということでございます。

この不漁にはさまざまな原因が考えられますけれども、スルメイカは、卵からふ化後の水温の変化が幼生、子供の生存に大きく影響する上に、そもそも、一年で死亡して毎年漁獲の対象となる資源が入りかわるため、資源の動向は海洋環境の変動の影響を大きく受ける、そういう資源でございます。

スルメイカ資源の調査と評価を実施しております国立研究開発法人水産研究・教育機構によれば、スルメイカの資源量は主として海洋環境の変化により近年減少傾向にあること、特に平成二十

七年及び二十八年においては、産卵海域でスルメイカの発生に適した温度帯が減少したことにより資源量が減少し、その後も回復が見られていないことが主要因と見られております。

水産庁では、引き続き、水産研究・教育機構と協力し、スルメイカ資源のモニタリングに加え、資源変動の要因解明に取り組んでまいりたいと考えております。

○西田委員 大和堆は、日本海の中央部、そして我が国排他的経済水域に位置し、イカ釣りや底びき網漁船が操業する好漁場となっております。しかし、地元からは、スルメイカ資源が悪化している原因の一つとして、この大和堆で違法に操業する北朝鮮船舶による過剰な漁獲が考えられ、また、我が国漁船の安全を脅かす原因ともなっていると私は思っております。

例年、石川県のイカ釣り漁船は六月上旬から大和堆に出漁しております。昨年のように北朝鮮船舶による乱獲が行われ、また、我が国の漁船が漁場に到着したところ、既に北朝鮮船舶に漁場を占領され、操業が阻害されるようなことはあつてはならないと考えておりますが、どのように対応するのか伺いたいと思います。

○長谷政府参考人 日本海、特に大和堆周辺の我が国排他的経済水域における北朝鮮船舶等による違法操業は、我が国漁業者の安全操業の妨げにもなっており、極めて問題と考えております。

このため、昨年の漁期におきましては、我が国漁業者が安全に操業できる状況を確保することを第一に、海上保安庁と連携しつつ、漁業取締り船を大和堆周辺に重点配備するとともに、現場における放水等の厳しい対応によりまして、我が国排他的経済水域からこれを退去させたところでございます。

例年、六月より大和堆周辺水域でのイカ釣り操業が本格化したにもかかわらず、我が国漁業者の安全な操業を確保できるよう、漁業者とも密接にコミュニケーションをとりつつ、海上保安庁など関係省庁とも連携して対策を進めてまいりたいと

考えております。

○西田委員 私も、先週末、地元のイカ釣り漁業者と懇談をさせていただきました。ことしは六月三日から出港すると伺っております。

地元の関係者は、昨年度から再三、国の方へ陳情、要望もさせていただいておりますし、本当に、漁場で安全に操業できること、そしてまた、不法操業があつた場合は、やはり国としてその不法操業の網などを没収、そしてまた臨検、拿捕といった強い姿勢をぜひともとっていただきたい、そう願っているところでもありますので、改めて水産庁長官の力強い言葉をいただければと思っております。

○長谷政府参考人 水産庁といたしまして、石川県などのイカ釣り漁業関係者から、この大和堆周辺水域の漁場において外国漁船が接近して、接触事故や流し網漁具がスクリーンに絡まるといった危険な状況の発生についてもお話を伺っているところでございます。

今漁期におきましては、先ほども申し上げましたけれども、日本海大和堆でのイカ釣りの漁期前から漁業取締り船を配置し警戒するとともに、外国漁船の出現状況及び漁業者の要望等も踏まえまして効果的な配置を行って、海上保安庁など関係省庁とも連携し、我が国漁業者が大和堆周辺水域において安全に操業できる状況を確保するため、万全の対策を進めてまいりたいと考えております。

○西田委員 ぜひとも、地元の漁業者が安全に操業できるように、全力で取り組んでいただきたいと思っております。

次に、二〇一五年の北陸新幹線の金沢開業から続く石川県の観光需要の高まりについては、大粒のブドウでありますルビーロマンや、大ぶりのシイタケであります「のとてまり」、黒毛和牛の能登牛など、生産量こそ少ないが特色のある多種多様な食材が魅力の一つとなっているものと考えております。

しかしながら、石川県では、能登地域を始め、

人口減少、農業者の高齢化による離農、後継者不足による耕作放棄地の増加などの現象が起きています。また、平成三十年度産米から国による生産調整が廃止されることや、今後、環太平洋連携協定、TPPが発効することを考え合わせると、日本の農業が産業として発展するためには、まず生産基盤を整え、今までの競争力の強化を図ることで、担い手の安定的な農業経営を実現していく必要があると考えます。

農林水産省では、平成三十五年度までに国内農地の八割を担い手に集中させるという政策目標を掲げて、農地バンクによる農地集積や農業生産基盤の整備を推進しております。

しかし、せっかく農地を整備しても、作物を栽培するためのため池や用排水路などの水利施設の老朽化が著しく進行している事例が散見されます。こうした老朽化した水利施設が破損した場合、農作物の生産に支障を及ぼすだけでなく、家屋のある地域で突発的な事故が生じれば、災害にも発展しかねない状況であります。

このため、このような老朽化施設の整備を早急に進めていく必要がありますが、他方で、農家の高齢化や担い手の減少により整備に対する負担感が増しているという現状がございます。

こうした現状を踏まえ、老朽化した施設の整備をどのように進めていくのか、伺いたいと思います。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

我が国の農業水利施設の多くは、今御指摘ございましたように、戦後から高度成長期にかけて整備されました。標準耐用年数を超えた施設が全体の二割に及んでいるなど、大変老朽化が進んでいる状況でございます。

この施設の点検、機能診断を行った上で、一部の補修等で機能維持が可能なものについては耐用年数を延ばす長寿命化を図るとともに、緊急性の高いものから更新を行っていくという考え方で進めておるところでございます。

平成三十年度当初予算におきましても、水利施

設の長寿命化対策として千二百六十五億円を計上いたしておりますほか、きめ細かな現場ニーズに対応することができまず新しい事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業につきましても創設をするなどして、必要な対策を講じてまいりたいと考えておるところでございます。

また、地元の農業者の負担の軽減ということにつきましても、これまでもいろいろな取組をしておりますけれども、農地集積や高収益作物の導入の度合いに応じまして農家負担の減少を図る促進費の交付といったようなことについて取組を進めておるところでございます。

また、市町村の御負担につきましても、公共事業債の対象にするなどして、また、地方財政措置を講じておるなどしてしっかりと取り組んできたところだと認識をしております。

今後とも、農家負担の軽減にも配慮しながら、しっかりと事業を進めてまいりたいと思っております。

○西田委員 しっかりと対策をお願いいたしまして、時間が来ましたので、これで質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○伊東委員長 次に、江田康幸君。

○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございます。

今日は、一般質疑ということで、大臣始め皆様に質問をさせていただきますが、私の地元は坂本先生と同じ熊本でございます。農業県でございますが、阿蘇、天草に代表される自然に恵まれて、米や野菜、果樹、畜産を始め多彩な農産物が生産されておるわけでございますが、トマトや肉用牛、またミカン、スイカ、イチゴなどは全国でもトップクラス、こういう農業を誇るところでございます。

本日、農業が成長し続けていける、そういうような農業政策について幾つか質問をさせていただきます。まず最初でございますけれども、大臣にお伺い

したいわけですが、中山間地域の農地の集約、集積等についてお伺いをさせていただきます。と思うんです。

我が国農業の生産性を高めて競争力を強化していく、そのためには、やはり担い手に農地を集積また集約化していく、それを加速化していくことが非常に重要であると思っております。

平成二十六年三月からは、農地中間管理機構がリース方式を中心として農地の集積、集約化に取り組んできたわけですが、二十九年三月末においては担い手への農地集積は五四%となつたわけでございます。

しかしながら、都道府県別の集積の状況を見ますと、この進捗状況には差があるわけでありまして、北海道では九〇%、山形、秋田では六六%、東北、北海道では高く、熊本や、九州ではそれが低いという状況でございます。私は、九州、中国が低い状況については、やはり中山間地域への対応が喫緊の課題ではなからうかと思うわけでございます。

そこで、政府におかれましては、平成三十五年度までに担い手に全農地面積の八割を集積するという目標を掲げておりますけれども、その達成には中山間地域における取組を進めていく必要があるかと思っております。今後どのように取り組んでいくか、お伺いをいたします。

○齋藤国務大臣 農地中間管理機構が活動を開始した平成二十六年以降、担い手の利用面積のシェアは再び上昇に転じておりまして、委員御指摘のように、二十八年度には六万二千ヘクタール増加をして五四・〇%となっておりますが、三十五年度八割という目標に向けてはさらなる加速化が必要であると考えております。

中山間地域については、平場の土地利用型農業の地域と比べて担い手への農地集積がおくれているという状況が御指摘のように見られます。このため、機構が県や市町村等と連携をして、基盤整備等の関連事業を組み合わせるなど、きめ細やかに対応していくことが重要と考えております。

九州の中山間地域の事例といたしまして、長崎県西海市なんですが、ここにおいては、機構が遊休農地十四ヘクタールを借り入れて、県、市、JAが連携をして基盤整備、改植事業等の条件整備を実施することで果樹園地を担い手に集積、集約化した事例、こういう事例も見られるところであります。

今後とも、こうした優良事例も参考にしながら、中山間地において担い手への農地集積が着実に進むよう努力をしていきたいと考えております。

○江田(康)委員 今、大臣からも優良事例等が示されました。しっかりとそれらを横展開していただいて進めていっていただきたい、そのように強くお願いを申し上げます。

次に、やはり担い手、新規就農者の定着に向けた取組についてお伺いをさせていただきます。思うんですが、我が国農業は全国的にも農業従事者の高齢化が急速に進展しておりまして、若い新規就農者を確保してその定着を促進していくことは極めて重要。

政府は、新規就農して定着する農業者を倍増して、二〇二三年には四十代以下の農業従事者を四十万人に拡大することを目標に掲げておられます。農業次世代人材投資資金事業や、また農の雇用事業などによって支援を行っておられるわけですが、その成果もあって、新規就農者数は、平成二十七、八年とも、二年連続で六万人を超えて、四十代以下でも三年連続で二万人を超えている。

このような状況の中で、これまで就農した方々の定着している状況はどのようになっているのかをお伺いさせていただきます。

あわせて、二〇二三年には四十代以下の農業従事者を四十万人に拡大するという、この目標の達成の見込みについてもお伺いをさせていただきます。

○野中大臣政務官 まず、二〇二三年までの四十代以下の新規就農者についての目標の達成に向けての見込みについてお話をさせていただきます。

思います。

農業次世代人材投資事業などの新規就農対策の効果もありまして、現在は、減少が続いておりましたが、増加傾向に反転いたしました。平成二十八年には三十一万八千人となったところでございます。

一方、二〇二三年、四十代以下の農業従事者数を四十万人に拡大する目標達成をするためには、平成二十五年を基準として年間三%ずつ増加する必要がありますのに対して、実際の伸び率は、平成二十八年までの三年間平均で約〇・八%の伸びにとどまっております。新規就農者の確保に更に力を入れていく必要があるというふうに考えております。

また、次に、新規就農者の定着状況についてお話をさせていただきたいと思いますが、農業次世代人材投資事業、これは経営開始型の方でございますが、これによりまして、資金の交付が終了した者のうち約九七%が就農を継続しております。

また、農の雇用事業でございますが、農業法人等における研修に対する支援を受けた雇用就農者では、研修が終了した者のうち約六割が就農を継続しております。この農の雇用事業につきましては、定着率向上のために、昨年度より、過去五年間に本事業の対象となった研修生の定着率が一定以上であることを要件化しているところであります。

今後とも、事業の検証をしつつ新規就農の促進に努めてまいりたいと存じます。

○江田(康)委員 ありがとうございます。

この農業次世代人材投資資金事業等々、定着に向けて大変効果がある事業だと私も高く評価いたしております。これからの農業競争力強化プログラムにも従って、さらなるサポートスタッフを個人ごとに明確化するというようなことで定着率の向上を図っていただきたい、そのようにしっかりと進めていただきたいことを申し上げておきます。

では、時間が過ぎてきておりますので、ちよつ

と順番を変えまして、私の地元、たがたび申しわけございませんが、坂本先生の地元はまさに畜産が盛んでございまして、それで、畜産、酪農の競争力の強化について、時間が終わらないうちに質問をしておかなければと思いますので、質問をいたします。

具体的には牛マルキン制度の件についてでございますが、この牛マルキン制度は、肉用牛肥育経営の安定化を図るために、粗収益が生産コストを下回った場合には、生産者と国の積立金から差額を補填するものであります。

補填率につきましては、昨年度までは八割でありましたけれども、ここ最近肉用子牛の価格が高水準で推移をしておりますので、これを理由として、平成三十年度に限った措置として、補填率が九割とされたところでございます。これは、TPP IIの発効等々とは別に、法制化とは別に進めていく重要な施策であろうかと思っております。

肉用子牛価格はわずかに低下傾向を見せておりますけれども、依然としてやはり高水準で推移しているわけでありまして、枝肉価格については低下傾向で推移していて、肥育経営の状況は、厳しさは増しているという状況にあるかと思っております。

そういう意味で、生産現場が安心して営農を継続していくために、補填率九割の継続的な実施が必要不可欠であると私は強く訴えたいわけでございますが、農水省の見解をお伺いしたいと思います。

○枝元政府参考人 お答え申し上げます。

牛マルキン、今先生から御指摘ございましたとおり、子牛価格の過去にないほどの高騰によりまして、肉用牛の肥育経営の収支の悪化が懸念されますことから、国際協定締結への対応とは切り離れた緊急の畜産対策といたしまして、平成三十年度単年度の措置として、補填率を九割に引き上げることとしたところでございます。

今後の肉用牛肥育経営をめぐる動向等につきま

しても、引き続き十分注視してまいりたいと存じます。

○江田(康)委員 ありがとうございます。

短いお言葉でございましたけれども、しっかりとこれからの状況を見て対応するというお言葉だと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

残された時間は三分でございますので、私も、ちよつと米政策について一つ質問をさせていただきます。

先ほども、古川先生の方からもあったかと思っておりますけれども、需要に応じた生産、販売をしていくという大きな方向転換をしてきたのが米政策であるかと思いますが、需要に応じた生産、販売を実現していくということが必要不可欠で、各産地が今平成三十年度に關しては慎重な動きをしているかと思うんですけれども、今後も需要に応じた生産を図っていくためには、やはり水田活用の直接支払交付金の予算確保が何よりも重要であろうかと思っております。これを引き続いて実施していただきたいということに関して、政府のお考えを確認させていただきたい。

とともに、時間がございませんので、もう一つ加えて確認をさせていただきたいのが、今、需要の内訳においては、主食用米の全体の需要は均衡しているわけでありまして、中食、外食等の業務用の国産米の不足が指摘されているところでございます。

産地として、どうしても付加価値が高い一般家庭用の米を生産する傾向があるわけでありまして、業務用向けの需要とのミスマッチをどのように解消していくのか、大変重要な課題だと思いますが、これについてもお答えをいただきたいと思

います。

○柄澤政府参考人 お答えいたします。

農水省といたしましては、行政による生産数量目標の配分の廃止など、平成三十年度の米政策の見直しを着実に実施するためにも、御指摘のとおり、水田活用の直接支払交付金による主食用米以

外の作物への支援は、安定的に実施していくことが必要であると考えております。

このために、水田活用の直接支払交付金の三十年度予算につきましては、飼料用米などの戦略作物助成の現行単価を引き続き維持した上で、これらの生産拡大にもしっかりと対応できる、あるいは、いわゆる産地交付金につきましても、基本的な仕組みは維持した上で、転換作物の拡大に対する支援等に新たに取組むというようなことで、二十九年度当初予算額に比べて百五十四億円増の三千三百四億円を計上したところでございます。

今後とも、必要な予算はしっかりと確保してまいりたいと存じます。

あわせて、御指摘のとおりでございますが、農水省としまして、家庭用のブランド米のみならず、やはり中食、外食向けの業務用も含めて、バランスのとれた形で生産、販売がなされるということが重要だと思っております。例えば、二十九年度におきましては、全国九カ所で中食、外食などの実需者と産地とのマッチングフェアを開催しまして、延べ四百三十業者に御参加いただきました。また、毎月のマンスリーレポートなどにおきまして、業務用向けに販売されている産地品種銘柄上位二十位などを情報提供するというようなことで、あらゆる機会を捉えまして、こういったバランスのとれた供給について呼びかけているところでございます。

今、足元を見ますと、複数年契約の締結などの動きも出てきておりまして、このような動きを更に加速してまいりたいと存じます。

○江田(康)委員 時間が参りましたので終わらせていただきますが、農水省におきましてはしっかりと取り組んでいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございます。

○伊東委員長 次に、亀井亜紀子君。

○亀井委員 立憲民主党の亀井亜紀子でございます。ことしに入ってから初めての農水委員会での質

間になります。きょうは、まとまった時間をいただいております。よろしくお願いいたします。

初めに、農水関係の質問に入る前に、公文書に関する質問を一つさせていただきます。

公文書の改ざん問題、もともと森友問題を追及する中で、朝日新聞のスクープでこの事実が出てきました。このスクープがあるまで、恐らく国民の中には、もうこの問題はいじやないか、いつまでやっているんだという空気があったと思います。

ただ、この公文書改ざんという事実が出てきたことで、この森友問題というの違うステージに行った。つまり、今、公文書改ざんがいろいろな役所で行われているのではないかと疑いの目を持って私たちも、国民も見ようになつたわけですし、今、違う問題にこれは発展したんだと思います。

つい先日、防衛省から同じ表題で二つの文書が出てきました。防衛省の説明ですと、これは説明用の資料、相手が違うので、わかりやすくというんでしょ、大筋では変わっていないので改ざんではないんだということを言われたわけですね。片方は防衛政策局長への説明用、もう片方は防衛相への説明用で、内容が一部異なるということなんですけれども、私はやはりおかしいと思うんです。同じ表題で二つの文書というのは、どう考えてもおかしいと思います。

これがまかり通ってしまったら、例えば、TPPについて、農水省とは言いません、内閣官房が書類をつくって、これは経産大臣説明用、これは農水大臣説明用、両方に、大丈夫です、問題はありませんと言いかねないな、そういうふうに疑ってしまうわけなんですけれども、やはり同じ表題で二つの文書というのはおかしいと思われませんか。大臣の御見解を伺います。

○齋藤国務大臣 内容にもよるんだと思うんですけれども、私も、自分で文書をつくる立場にかつていたときは、例えば、課長に説明するときは相当詳しいもので説明しなくちゃいけないな、

だけれども、忙しい大臣にはやはり一枚の紙で説明はしなくちゃいけないなということにはよくありまして、そのときの表題をどうしていたかよく覚えておりませんけれども、やはり相手によって分量とかを違えた文書をつくるというのは、これはよくあることで、実際の現場ではありましたね。

ただ、それを、どういふものかというのをきちんと管理していくことは重要だと思いますけれども、同じ案件でも、大臣にはそこまで詳細には必要ないだろうとかいうことはあったと思いますし、どの人にも同じ資料でなきゃいけないと言つと、これまたいかなものかなという面もあるうかと思ひます。

ただ、防衛省の件については、私、詳細承知しておりませんので、その件についてはコメントは控えたいと思ひます。

○亀井委員 現場において説明用の資料が二つ以上あったとしても、やはりそれは最終的な公文書ではなかつたのであろうと思ひます。やはり公文書は一つじやなきゃおかしいと思うんですよね。

例えば、政治資金報告、私たちみんなやっていますけれども、今はパソコンで出していますが、手書きのときには、点の向きが違ふだとか、物すごく細かいことを役人はチェックするものだと感心しましたけれども、そのぐらい細かいですよね。ほんのちよつとの訂正でも訂正印を押さえるという、それが役人の文化だと思ひますので、やはり同じ表題で二つの異なる文書というのは考えられないです。

ですから、現場で説明用に文書をつくることがあるというのであれば、それがどういう位置づけのものなのであるか、そして、公文書は必ず一つということ徹底していただきたいと思ひます。これだけいろいろ問題が出てくると、こういう公文書の改ざんを生み出してしまふ背景は何なのだろうかと考えます。

私が思うのは、やはり役人の中に、都合の悪いことを報告したくないという空気が流れているんじゃないかなという気がするんです。

これも例を挙げますと、例えばですよ、安倍政権が、TPPは何としても締結をしたいというふうに結論がかなり強く決まっていたときに、それに余り反する文書というのは役人として出したくないから、そんたくして、こういうふうに出さなうかな。何かそういうような空気というものが安倍政権全体にあるんじゃないかなと思ひますけれども、政権の中におられて、この改ざんを生んでしまふ背景というのは何だと思ひますか。

○齋藤国務大臣 私自身は、従来から申し上げておりますように、決裁後の文書を後から変えるということは、私の経験でもなかつたし、極めて異例な出来事だと思ひますので、これが各省で横行しているというふうには思ひていないわけでありまう。

それから、その場で適切な説明文書をつくるということとは、それはあり得る話なんだろうと思ひております。

実は、今回のガイドラインの見直しの中で、農林水産省が四月一日に管理規程をつくりましたが、その中で、先ほどの質問に関連しますが、第三條の三というのがありまして、行政文書のうち、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡づけや検証に必要となるものであつて、検討や内容確認等の過程で随時内容が更新されるものについては、確定した方針等に係る行政文書との区別を図る観点から、だから、誰に説明したとか、そういう段階での資料のことだと思ひますが、文書の右上等の目のつきやすい箇所に、〇〇課長説明資料ですとか〇〇局議説明資料等、更新のどの過程にある文書であるかを明示する、それから、また、当該行政文書の作成時点や作成担当、〇〇課とか〇〇係を判別できるようにするというのが、この四月一日からの農林省の管理規程の中で決めさせていただいているということでございます。

○亀井委員 今回の改ざん問題を機に、行政文書、公文書の取扱ひをもう一度見直して、しっかりとさせていただきたいということ、それから、やはり都合の悪い報告でも聞きますよという、そういう姿勢で各大臣に臨んでいただきたいと思ひますので、大臣にもお願いをしなく、また、農水省の皆さんもどうぞその辺よろしくお願いいたします。

それでは、農水関連の質問に入らせていただきます。

きょうは、食料自給率について少し時間を使ひたいと思ひます。

先日、予算委員会の分科会でも自給率について質問をいたしました。そのときに確認をしたんですけれども、カロリーベースの日本の食料自給率の分母のところには、食品工場やコンビニ、レストランなどで捨てられる年間約二千万トンの食品廃棄物の数字も入っていると聞きました。

供給ベースであるので分母にこれが入っている。ということは、私は、カロリーベースの自給率を出す意味というのは、私たちが一日一日生存するために必要なカロリーのうち、何割を国産の食べ物で賄っていますかという、そういう数字だと思ひているんですが、この誰の胃袋にも入らない食品廃棄物が分母に含まれていると、正確にその数字にはならないですね。それで、除いた数字をきょううたいたしたいと思ひました。

それと、各国でよく穀物自給率というのを出していますので、穀物自給率についても教えてください。

また、この穀物自給率が、先日種子法が廃止されましたけれども、そこで指定されていたところの主要農作物、米、麦、大豆、これの自給率と同じなのでしょうか。同じじゃなければ、その数字も、自給率をいたしたいです。

政府参考人の方で結構です。

分母である国内消費仕向けとは、生産者などから供給された食料の供給であり、供給された後に実際に摂取したかどうかは問わないものでございまして、食料自給率の計算は、実際の消費量、いわゆる摂取ベースの計算とはなっていないというのが現状でございます。

また、食料自給率の計算上、仮にいわゆる食品ロスの分を控除しよういたしますと、分母、分子の国内生産からも食品ロスの分を控除するといふことが妥当だと考えられるわけでございますけれども、特に分子の国内生産のところから控除すべき食品ロスの分、要すれば、食品ロス全体のうち国内生産由来の分を特定できる統計がございません。ということもございまして、食品ロス分を除いて食料自給率を計算することは困難であるといふふうに考えてございます。

それから、もう一つ、先生から穀物自給率についての御質問がございました。

農林水産省では、食料需給表というものを毎年出してございます。穀物自給率はその中で重量ベースで算出してございまして、その対象は米、小麦、大麦、裸麦及びトウモロコシ等の雑穀ということでございます。また、主食用穀物自給率につきましても重量ベースで計算してございまして、これも米、小麦、大麦、裸麦を対象としてございまして、いづれにいたしましても、先生御指摘の大豆、豆類についてはここには含まれてございません。

なお、平成二十八年度の穀物自給率は二八%、品目別に見ますと、お米が九七%、小麦が一%、大麦、裸麦が九%、トウモロコシ等の雑穀が〇%となっております、大豆の自給率については七%ということでございます。

○亀井委員 ありがとうございます。食品ロスの分を除いて計算するのが難しいという、その理屈はわかりました。

いづれにしても、自給率は低いわけですから、私は、この食料自給率について、十年前、二〇〇八年の五月に参議院の農水委員会質問をし

ています。きょうは、そのときの資料を持ち出してきて、また質問をいたします。

皆さんにお配りいたしました二〇〇八年二月の読売新聞の記事、「細る自給率」という題で「食ショック」、これはシリーズだったんですけれども、こういう記事があります。そして、「自給食」二日が限界」というメニュー例がござい

ます。これは何を意味するかといいますと、もし輸入が全く途絶えたときに日本の食事情がどうなるかということなんです。

今回、私は久々に、緊急事態食料安全保障指針、農水省さんから取り寄せました。当時と同じように、レベル〇、レベル一、レベル二とありまして、レベル一は特定の品目の供給が二割以上減少するおそれのとき、そして、レベル二というのは一人一日当たり供給熱量が二千キロカロリーを下回るおそれと書いてございます。この状態というのはは全く海外から食料が入ってこない状態ということだと十年前に説明を受けました。

そのときに、どういう状況になるか。当時は、政府のマニユールの中にもメニュー例が入っていたんですね。今回それが抜けていまして、当時の議事録から読ませていただきますけれども、かなりひどい、ショッキングな内容です。

国内生産のみで二千二十キロカロリー供給する場合のメニュー。朝食、御飯茶わん一杯、ふかし芋二個、ぬか漬け一皿。昼食、焼き芋二本、ふかし芋一個、果物。夕食、また茶わん一杯、焼き芋一本、焼き魚一切れ。これに、二日に一杯うどんですとか、二日に一杯みそ汁ですとか、三日に二パックの納豆、牛乳は六日にやととコップ一杯、卵は七日に一個、食肉九日に一食。こういう状態、十年前でした。

今も、食料自給率は変わっていないわけですから、この戦後の食糧難ではないかと思うほどのひどいメニューになると理解しておりますけれども、当時と全く変わっていないということでしょう。

○齋藤国務大臣 平成十四年三月に策定した、今

委員御指摘の不測時の食料安全保障マニユールの中では、食料の供給に影響を及ぼす事態の深刻度に応じてレベル〇から二に分けて、その判定基準と想定される事態というのを示しているところなんです。

特に、レベル二の事態について国民の皆さんに具体的なイメージを持っていただくために、その後輸入が途絶えたというときに国内生産で推定エネルギー必要量を供給する場合のメニューをお示しして、当時はパンフレット等に掲載をして、広く国民の皆さんに周知をしたところでです。

この食料安全保障マニユールにつきましては、東日本大震災の教訓を踏まえまして、平成二十四年九月に、局地的、短期的な緊急事態における対策というものを充実させる必要があるだろうということ、それを充実させていただいて、御指摘の緊急事態食料安全保障指針というものに改定をされたところであります。

また、平成二十七年三月に閣議決定をした食料・農業・農村基本計画におきましては、国内の潜在的な食料生産能力というものを示すために、食料自給力指標の考え方を示したところでありまして、その際、この指標に対する国民の理解を深めていただくために、現在の食生活との乖離の度合いを勘案して、四つのパターンのメニューをお示ししています。どのパターンも、かつて示されたメニューとは完全には一致していないわけでありまして、その時点の見直しに従って、メニューもお示しをさせていただいております。

政府といたしましては、緊急事態食料安全保障指針の内容や食料自給力指標の考え方について、農林水産省のホームページやパンフレット等で周知を図っているところでありますが、やはり食料安全保障の重要性については、いろいろな形で国民の皆さんの理解を深めていくことが必要であると考えておりますので、今後いろいろな形で広報を行ってまいりたいと考えております。

○亀井委員 今、農政が、強い農業とか海外で戦える農業とか、そういう方ばかり視点が行きが

ちなんですけれども、まず農政の基本は、どんなことがあっても国民を飢えさせないことじゃないかなと思うんですね。だから、まず食料自給率から私は始まるべきだと思っているんです。

それで、今、輸入が途絶えたときにこんな状態ですよ、先進国とは思えないような状態ですよといふことを申し上げたくて、以前の資料を出してまいりました。

あのときもかなりびっくりして、大臣に質問したことは、まず、カロリーベースの自給率が仮に四割であつても、それは平時の場合ですから、それが緊急のときに、いわゆる日本の伝統食に戻る、米と海の幸、山の幸になって、肉やチーズは食べられないけれども、それで一〇〇%になりますよというんだつたら、ふだん四割であつてもそういう深刻なことじゃないと思うんですね。けれども、今、緊急事態の想定がこんな状態なので、心配しております。

そして、なぜこんなに芋ばかりなのか、米ぐらいはほぼ一〇〇%自給できていたのだから食べられると思つていたのに、なぜこうなのですかと聞いたんです。そうしましたら、単位面積当たりの収量が米よりも芋の方がカロリーが高い、言いかえると、同じ面積で米をつくるよりも芋をつくつた方がより多くのカロリーが得られると。そして、今の日本の人口に対して農地が非常に少なくなつてしまつたので、国民全員を飢えさせないようには、田んぼは芋畑になりますという計算なんです。それに驚きました。

きょう、資料をつけておりますけれども、緊急事態食料安全保障指針（全体の考え方）の一番下の箱、レベル二の対策のところ、「熱量効率の高い作物への生産転換を実施し、必要とする供給熱量を確保」と書いてありますけれども、これはつまり、田んぼが芋畑に変わるといふことでよろしいでしょうか。

○天羽政府参考人 お答え申し上げます。ただいま先生から御指摘のありましたとおりでございます。緊急時食料安全保障指針、それが

ら先ほど大臣が申し上げました食料自給力指標において想定しておる場合分けの中で、国民に対する供給カロリーを最大にするためには、芋類を中心に熱量効率を最大化して作付することなどが重要だというふうに考えております。

○亀井委員 これは国民は知らないと思いますよ。いざとなったら米ぐらい食べられるだろうと思つてゐるのに、全員を食べさせるためには芋に戻るといふのは、ちよつと考えられないことだと思ひます。

当時、私、このことを言ひまして、農水大臣、若林大臣だったんですけれども、やはり、「深刻だと受け止めております。これが国民の皆さんにまだ知られていないというお話でございます。それは我々のこういう事情を説明する広報活動がまだ弱いということでありましょう。」と御答弁いたひております。

これは、私、正直に国民に知らせるかどうかと思ひます。国として、輸入が途絶えたときに、ごめんなさい、皆さんにお米を食べさせる余裕がありませんというの、残念なことではありますけれども、それでも国民に知らせて、むしろ米を家庭レベルで備蓄してもらうことが私は解決策になるように思ひます。

もともと日本は地震大国で、防災の日もあつて、避難訓練もします。そのときに、家庭で非常食であるとかいろいろ防災グッズをそろえてくださいてと推奨している国ですから、そうであるならば、各家庭で、例えば、何カ月分は、最低一月分ですとか、そこは決めていただいて、その分の米の備蓄はぜひしてください、そういうふうに訴えた方が米の消費が上がるんじゃないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○齋藤国務大臣 まず、前段の、いざ全く輸入が途絶えた場合、やはりそれはカロリーを賄うということを前提とすればどうしても芋に頼らざるを得ないということは、当時も今も変わつていないということでありまして、それは、この間、さつき申し上げた二十七年に策定をし閣議決定した基

本計画では、食料自給力という概念の中で、国民の皆さんに知つていただこうという努力を今しているところでありまして。十分かどうかは別にしてしまして。

それで、もう一つの備蓄のお話ですけれども、まず、備蓄については、例えば農林水産省のホームページにおきまして、米や小麦等の備蓄水準やその考え方について解説を行っているということをやつております。

また、平成二十六年二月に、緊急時に備えた家庭用食料品備蓄ガイドというのを作成いたしました。家庭における平時からの備蓄の重要性ですとか具体的な取組内容について、ここで周知を図つてゐるということでありまして。

非常時というのはいろいろな形態が、地震の場合もあれば、輸入が完全にとまる場合もあれば、一部のものがとまる場合、いろいろありますので、これさえしておけば大丈夫ですよというの、なかなか難しいかもしれないけれども、ただ、備蓄の重要性については情報発信を積極的に行つていくということが大事だと思つてゐますので、家庭備蓄を含めた食料安全保障の重要性について、きちんとした広報を行つてまいりたいというふうに考えております。

○亀井委員 備蓄について続けますが、参議院の農水委員会にいたところに、深川の備蓄倉庫に視察に行きました。その倉庫は、もう売却されてゐるに聞いております。

政府全体の流れとして、備蓄倉庫をどんどん民間に売る、委託する、そういう流れになつてゐると聞いていますけれども、私は、それは果たして正しいのかどうか、大変疑問です。この流れというの、もしかすると、国が財政赤字で、例えば公務員宿舎を売却したりですとか、そうやって国の資産を手放していきなさいという指導の中での動きなのかと思ふんですけれども、備蓄用倉庫というのは国がしっかりと管理すべきものじゃないかと私は思ひますが、いかがでしょうか。

○齋藤国務大臣 まず、国におきましては、国産

米の不作によりその供給が不足する事態に備えて、現在、毎年約二十万トンずつ生産者等から買入れて、原則五年間保管する、で、約百万トンの米穀が在庫でできている、そういう状況になつてゐます。

政府備蓄米を保管する倉庫につきましては、民間倉庫の活用を主体としてきたところであります。一部、政府が倉庫を所有していたものがかつてはありましたけれども、国の業務の効率化や備蓄運営の経費節減の観点から、平成二十二年九月末時点の段階で、政府が所有していた倉庫十四カ所の全てを廃止いたしました。

それで、現在は民間委託で政府備蓄米の保管をしているわけですが、その保管場所につきましては、民間事業者と生産者等がコスト等の条件を勘案しながら適切な場所を決定しているところでありまして、この結果、政府備蓄米は、平成二十九年十二月末現在ではあります、全国で約四百カ所の民間倉庫に保管をされているというところであります。

仮に災害などの不測の事態が発生した場合でも、米の供給に支障が生じてはならないので、政府備蓄米は、現在、全国約四百カ所の民間倉庫に偏在をするようなことがないように配置をしているということと、万一の場合も、ほかの周辺地域の民間倉庫からの円滑な備蓄米の供給ということにも配慮しております、流通を含めて万全の体制をとつてゐるということでありまして。

○亀井委員 政府の倉庫をみんな売却してしまつたということ、それが現実であるならば、民間で管理していただくしかないわけですが、民間に委託しても、きつちりとそこは管理していただくようお願いいたします。

次は、減反に關してなんですけれども、昨年、大臣所信に対して、減反、生産調整の廃止について一問質問いたしました。

生産調整をやめると言つても田んぼは維持してほしいということで、餌米の方に誘導していると思ひますけれども、その結果として、主食用の米

が値上がりをしていつて、そして、ちよつどいい価格帯の中食、外食用の米が不足して、その部分を輸入に頼るようになったら本末転倒ではないですか、問題ではないですかというふうに私が質問いたしましたら、大臣が、考えようによつてはそういうこともあるかもしれないと御答弁されたんですね。

私は、これは困ると思ひます。目の前の日本の田んぼでつくられてゐるものは家畜の餌になつて、それでブランド米だけが生き残つて、それは高級な店に出されて、ごく一般の庶民には外国産の米が普通に食べられるようになるというのは大問題だと思ふんですけれども、その辺の御認識について伺ひます。

○齋藤国務大臣 私が以前申し上げたのは、いろいろな見方をしようと思へばできるということをし申し上げただけでありまして、私どもの政策は、従来申し上げておりますように、これから残念ながら米の需要というものが減つていく中で、主食用もその需要に見合った生産をしていかざるを得ない、しかし、水田は維持していかなくちゃいけないので、そこは一番有力な手段の一つである飼料用米をしっかりとつづつて、それに対する助成もさせていただくことによつて、水田が維持できて、なおかつ所得も確保できるという道を探つていく。

ただ、その過程で、御指摘のように中食、外食用の米が足りないということがあつてゐるわけでありまして、それは、主食用をつくる中でミスマッチを解消していくという努力を今しているということを改めて申し上げさせていただきますと思ひます。

○亀井委員 生産調整をやめたというその理屈は、私、去年理解いたしました。米の需要が、日本人の食生活が変化して米のニーズが減つていく、一日三食米を食べていたところが、例えば朝はパンで昼はパスタで夜は御飯と、一日一食になれば米の需要が減る、それに合わせて生産調整をしてきたから耕作放棄地が広がつた。そこに加え

て、今般人人口が減っている、その減っていく人口に合せていったら米がますますつくれなくなるから、これを機にやめたんだというその論理はわかりました。理解しています。

では、どうやって食用の米をふやしていくかということ、やはり一氣に餌米に誘導してはいびつなことが起きると思いますので、私、さつき一つ提案しましたけれども、各家庭に非常用に備蓄していただきたいというだけでも効果があるんじゃないかと思うので、みんなが食用の米を買うような政策を打ち出していきたいです。

次の質問に移りますが、大分時間をとってしまいました、種子法についてです。

これも昨年質問をいたしましたけれども、私は、やはりこの種子法の廃止というのはどうしても理解ができません。

まず、このきっかけですけれども、これは事実として伺いますが、二〇一六年十月六日の規制改革推進会議農業ワーキング・グループ会議で、種子法廃止が問題提起されました。やはりこれがきっかけで政策に落とされて廃止が決まった、スタート地点はこれであつたという理解でよろしいでしょうか。

○齋藤国務大臣 まず、主要農作物種子法の存在している従来におきましても、民間事業者の参入の促進を図るために、例えば、昭和六十一年には種子法に基づいて民間事業者が原種、原原種の生産を行うことを可能とするなどの法改正をした、さまざまな民間活力の活用、働きかけというのはこれまでもしてきているんです。

その上で、平成二十八年八月二日に閣議決定された未来への投資を実現する経済対策において、農林水産業の競争力強化や農業者の所得向上を図るには、生産コストの削減と農産物の有利な条件での販売が重要であるとの認識のもとに、農業競争力強化プログラムを平成二十八年内を目途に策定すると、まずこの八月二日に閣議決定をされた。

その後、十月六日に開催された規制改革推進会議の第四回農業ワーキング・グループ会合におきまして、「地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法は廃止する。」と記載された資料が民間議員から提出をされたということがありました。そういう御意見もあつたということですね。

その上で、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において平成二十八年十一月二十九日に決定された農業競争力強化プログラムで、「地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法を廃止するための法整備を進める。」という規定がされたという経緯があります。

このプログラムを踏まえて、戦略物資である種子、種苗について、国家戦略、知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発、供給体制を構築することを目的として種子法の廃止が実施される、そういう経緯であつたわけでありますので、民間活力の活用自体が突如として出てきたわけではないということには申し添えたいと思います。

○亀井委員 民間活力を種子についても使うことが善である、少なくともそういう前提に基づいて種子法が廃止されたんだと私は思うんですけれども、かつて農水省は民間の参入が種子法によって阻害されてないんだということを言っていました。たけれども、それを廃止したということは、やはり阻害している、廃止することによって民間の参入を促す、そういうふうな農水省が考えたと思えてよろしいですか。

○齋藤国務大臣 大きくは、環境変化があつたということなんだろうと思います。

従来御説明しておりますように、この種子法は、戦後の食料増産という、そういう国家的要請を背景に、法律によって全ての都道府県に対して一律に種子生産の奨励を義務づけたという背景のもとででき上がってきた法律であつたわけであり

ます。その後、米の供給不足の解消ですとか食生活の

変化に伴って消費者ニーズが大きく変化をしてきたということもあつたにもかかわらず、各都道府県が家庭用需要を志向した品種開発を目指し、私も埼玉県の副知事でやっていたので余り言えないんですけども、外食、中食産業用や輸出用などの多様な需要に対応する品種や生産コストを下げ品種の開発の事例がほとんどないとか、それから、都道府県の開発品種が奨励品種のほとんどを占め、民間事業者が開発した品種は採用されにくいという状況が続いてきた。

そういう状況変化を背景に、法律で都道府県に生産の仕方まで画一的に規定をすることは必要がないだろうということで、民の力が活用できる環境整備ということで廃止をしたということであり

ます。

○亀井委員 私は、やはり種というのはきちんと公が管理する知的財産だと思っています。ですの

で、種子法というのはやはり必要なものだと思います。

きょう、これは質問する時間がなくなつたのでお話ししますけれども、メキシコ、NAFTAに加入して二十年以上たちました。そのメキシコがどうなつたかということなんですけれども、初め、外国産の、例えばモンサントなどの種が安く入ってきたんですね。みんなそれを買った。でも、それで中小の種のメーカーが潰れてしまつてから、種が上がつたんです。そして、多種多様であつたトウモロコシの種というのかなり画一化されてしまつて、今、種を保存する運動というのが始まつています。そういうこともあるので、私はこの質問をしております。

時間がなくなつてきたので、では、ちょっとほかの質問に移りたいと思います。

きょう、一つ資料をまた配らせていただきました。これは非常にユニークだと思うんですが、知人から、鳥根県に有害鳥獣は余っていませんかと聞かれました。イノシシや鹿のことですかと言いましたら、そうだ。幾らでも余っているのでは

ぞ持つていくつてくさいという気持ちです。

このプロジェクト、屋久島の駆除したヤクシカ、これを利用しようということ、アニマルウェルフェアの観点から、九州の大牟田の動物園に丸々与えましてというお話です。

アニマルウェルフェアというのは、例えば鶏をブロイラーではなくて放し飼いにして、動物にストレスの少ない環境で飼ひしようという動きですけれども、これは家畜だけに当てはまるわけではなくて、動物園の動物にも当てはまるそうです。

なるべく自然の行動に近づけてあげましょう、それによつてストレスを取り除きましょうということ、旭山動物園などは行動展示で有名ですが、動物園の肉食獣、犬に骨をやるようにライオンに肉片をあげたら、猫になるとは言ひませんけれども、やはり余りよろしくないとのこと、して、駆除したイノシシや鹿を丸々近くの動物園の肉食獣に与えられたら、これはよいリサイクルになると思ふんですが、これを進めるよい手段、例えば補助金ですとか競争資金ですとか、何かありませんでしょうか。大臣の御見解を伺います。

○齋藤国務大臣 動物園の動物に有害鳥獣の肉をというお話なんだろうと思うんですが、正直言うと、今我々がやっている有害鳥獣対策の中でそういう対策があるかどうか、私の今の理解では、ないのではないかと思いますけれども、御提案のあつた、捕獲した有害鳥獣の屠体を動物園の肉食動物の餌として有効活用している取組については、事例はあるんですけれども非常に限られているということもあります。

そして、餌を与えられる方の動物にとつての餌としての栄養条件や衛生上の課題など、もしかしたら弾丸が入っているかもしれないとか、いろいろそういう問題もあるのかと思ひますので、検討すべき点はまだあるのではないかなと思ひつておりますので、我が省としては、研究をしていきたいというふうな思ひつております。

○亀井委員 前向きに研究していただきたく思ひ

ます。先日問い合わせましたら、前例が余りないので、それに該当する仕組みはありませんと言われましたけれども、これは可能性がある話だと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいとお願いを申し上げます。

次は、農薬についてです。

今国会で農薬に関する法律も出ておりますが、一問質問いたします。

現場から、ネオニコチノイド系農薬の規制が緩いのはなぜですかという声が上がってきました。これは何かといいますと、殺虫剤ですね。例えば、ゴキブリにスプレー状の殺虫剤をかけると、これは神経系統に効く薬で、ばたばたしてひっくり返って死にますね。これと同じものなんでしょう。

今、ミツバチがいなくなった、蜂が大量にどこかへ消えてしまった、その原因の一つとして考えられている農薬で、海外では規制が始まっているとのことですけれども、日本では全く対策をとっていないということとして、この点について御見解を伺います。政府参考人の方で結構です。

○池田政府参考人 お答えいたします。

農薬の登録時には、人の健康あるいは環境などへの評価を行ってございまして、御指摘のネオニコチノイド系農薬でございまして、ほかの殺虫剤に比べて人に対する毒性は低いということを確認しております。また、殺虫剤ということでございますので、巣箱あるいはその周辺にかららないようにするといった、ミツバチへの毒性に応じて、使用に当たっての注意事項を設定してございます。

一方、今お話ございましたように、欧米ではミツバチの大量死などが見られて、その原因として、寄生虫などとともにネオニコチノイド系農薬の影響が懸念をされているということでございまして、EUでは、一部のネオニコチノイド系農薬につきまして、作物の使用方法などに制限を加えていると承知してございます。

我が国におきましては、欧米のような大量死は

見られておりませんが、平成二十五年度から三年間、農薬が原因と疑われますミツバチの被害事例について調査してございます。その結果、全国のミツバチの飼養戸数、九千戸ございまして、この調査では、平成二十五年度は六十九件、二十六年度七十九件、二十七年五十五件という被害の報告があり、これらは、多くは水稲のカメムシの防除の時期に発生しておりまして、殺虫剤の散布時あるいは散布後に水田の周辺に飛来した、こういったことが原因だと考えてございます。

こうした実情を踏まえまして、ミツバチの巣箱等にかからないよう使用面での対応を進めるとともに、農家と養蜂家の皆さんとの情報共有を徹底していただくといったことで農薬の散布時に巣箱を退避していただく、こういった対応を進めてきてございます。

農林水産省といたしまして、これらの対策が有効であるということは明らかにございまして、引き続き、農薬散布における巣箱の退避、こういったものの対応の強化をしていくということを考えてございます。

また、欧米で評価が進んでいるということもございまして、こういったものも参考にいたしまして評価の充実も図りまして、必要に応じてさらなる対応についても検討するというによりまして、農薬によるミツバチ被害のさらなる軽減を進めてまいりたいと考えております。

○亀井委員 さちんと現場を見ながら、諸外国並みに対応していただくようお願いいたします。

最後の質問です。

きょう、TPPについて質問しようと思いましたが、時間もなくなりましたので、政府参考人の方、お出かけたいたいた方、済みません、きょうはやめておきます。

水産加工品についての質問ですが、地元島根県は、アゴの野焼きといまして、アゴはトビウオのことです、トビウオのかまぼこが名産品なんです、県のブランドの認証の基準でアゴは七割以上となっているんですけれども、どうやって規定

しているのか、そのトビウオが七割というのはどうやってわかるのかという問題があります。

一部には、海外からすり身が大部分入ってきて、実は国産のトビウオでつくられているものというのはいくらもいらないと言われていると思います。その辺が食品の表示ではわからないので、きちんと、例えば日本の港で水揚げされたトビウオからできていますというような、そういう表示をしてもらえないと、さちんとその地元のブランドが守れないという声が上がってきております。

やはり漁業が衰退していくというのは、ただ単に後継ぎがいなくて、外国産の安いすり身が入ってくると太刀打ちができないので、た漁に出なくなるといって、そういう外的要因もあると思いますので、この食品表示のところをきちんとしていただきたいと思います、御見解を伺います。

○齋藤国務大臣 今、島根県においては、県独自の認証基準として、品質や表示に関する一定の基準を満たしているものをしまねふるさと食品として認証して、アゴ野焼きについても認証が行われているという現状だと承知をしております。

地域の特産物である水産加工品のブランド化、これを図っていくためには、民間と県が協力して一定の基準以上の品質のものを消費者にアピールしていくということは、水産物の消費量が低下傾向にある中で、私は意義がある働きかけだと思っております。

一方、地域におけるブランド化の取組に当たりましては、JASですとかG.Iなどの枠組みも整備をされていますので、これらを活用していただくということも御検討いただければなというふうな思っているところであります。

○亀井委員 時間が来ましたので、終わります。

○伊東委員長 次に、後藤祐一君。

○後藤(祐)委員 希望の党の後藤祐一でございます。まず冒頭、齋藤農水大臣に伺いたいと思っております。

が、昨日、防衛大臣から、昨年の三月二十七日の時点でイラクの日報が実はあったという緊急の記者会見がございました。

これについて、ちょっと経緯を話しますと、きょう稲田前防衛大臣も座っておられますけれども、去年二月二十日に私は衆議院予算委員会でも、イラクの日報もあるんじゃないんですかと質問をしたところ、稲田当時大臣から、確認したけれども見つからないという御答弁があつて、その後、稲田大臣は指示をされたんですね、二十二日だというふうに向つておりますけれども、ところが、その後、このイラクの日報があるというのが発覚したのは一年たっているわけですね。

齋藤大臣に伺いたいと思いますが、これは大臣のした答弁と矛盾した状況が後でわかつた事実なんですね。これはやはり答弁がある意味間違っていたことになるわけですから、何らか国会に対して報告しなきゃいけないはずだと思っております。ぜひ、これは大臣だけではなくて、政務三役あるいは次官の記者会見なんかもあると思えます、国会での答弁はもちろんです、記者会見なんかも含めて、公的な場での御発言した内容と矛盾した事態が現場で起きたときには、これは当然大臣に報告があつてしかるべきだと思うんです。かつ、その大臣は国会なりにきちんとして報告すべきだと思うんです。

農水大臣としては、今申し上げたような、自分のした答弁なり記者会見での発言と違う事態が生じたときに、さちんと省内に対して、報告するようにということは今この場で後者の部下に対して言っていたかどうかとも、この国会に対して、あるいは世の中に対して、後でそういう事態が生じたら説明するということをお約束いただきたいと思います。

○齋藤国務大臣 私の国会における答弁においては、事実と違う答弁をしていたということが後からわかつたケースにおいては、当然、国会での発言でございまして、それは国会に対してまずその事実誤認については陳謝をすべきだと思います。

し、それから、どういう経緯でこういうことがあつたのかというのを報告はすべきだと思いますし、さらには、二度とそういうことがないように職員に徹底をするということは、私がそういうことがあつた場合にはやりたいと当然思っております。

○後藤(祐)委員 今の大臣の御発言、大変重いものだと思います。ぜひ、農水省の職員の皆様、大臣に限りません、政務三役あるいは局長答弁なんかもあると思います、国会の場での答弁、あるいは記者会見などと言つたことと事実が違つてしまつていた場合はきちつと大臣に報告をするというのが、今もう皆さんに対してそういう指示があつたと私は理解しますので、徹底いただけるようお願いしたいと思います。

さて、本題に入りたいと思います。

米国の鉄鋼、アルミニウムの輸入制限に対しての中国の報復措置というのが発表されております。これに対して百二十八品目の追加関税というのが課せられ、きのうまた追加になったんでしょかね、少なくとも九十四品目の農畜産品が対象になつてゐるようでございます。つまり、米国から中国に輸出される品目が中国によつて一五%なり二五%なりの上乗せ関税がかけられるということが発生しますが、これによつて、米国から中国への輸出がとまるわけではありませんが、数量が減ることが見込まれます。だぶついたこれらの農水産品が日本に輸出されることによつて、日本のマーケットに対して影響を与える部分があるのではないかとこのことを懸念しております。

特に、アメリカから中国に輸出しているもので今回の対象になつてゐるものであつて、かつ、日本に対しての輸出もそれなりに多いものが幾つもあります。網羅的ではありませんが、きのう事務方から聞いたものとして、例えばオレンジ、対中米国から四万五千七百七十七トン、対日で四千九百六十八トン、これはかなり多いですね。このようなものが、オレンジ、ブドウ、イチゴといったものが多いようでございますし、あと、

豚については、これは若干用途が違ふんじゃないかというような御説明もありました。

この中国の報復関税に伴つて、アメリカから中国に輸出されてゐたものが日本にだぶついた分が来るということに対しての影響について、これは副大臣に御答弁いただきたいと思ひます。

○磯崎副大臣 お答えいたします。

四月二日に、中国は、米国の鉄鋼、アルミに関する輸入制限措置への対抗措置の一つとして、米国から中国に輸入される豚肉に二五%、果実等に一五%の追加関税を賦課する報復措置を実施したことは承知いたしております。

これにより、豚肉、果実等の関税率が、現行でおおむね一〇から二〇%程度から、二五から四五%に引き上げられたということになるんだらうと思ひます。

日本への影響について、まず豚肉でございますが、米国から中国向けの輸出の過半を占めるのは豚足等のくず肉でございます。日本向けに輸出される豚の部分肉とは代替関係が基本的にはないと考えております。残りの部分につきましては、業界からの聞き取りによれば、中国に輸出されてゐる米國産豚肉の部分肉は、腕とかももとかのいわゆる低級部位がほとんどでありまして、我が国では、差額関税制度のもとで、低価格の部位のみが大量に輸入されないよう歯止めをかけているところでございます。

こうしたことから、中国による報復関税の影響により中国向けの豚肉が大量に日本に振り向けられる事態は、今のところは考えにくいと考えております。

果実等につきましても、國産温州ミカンと輸入オレンジ、國産イチゴと輸入イチゴなど、國産果実と輸入果実では品質面、価格面の差別化が図られてゐるところでございます。また、オレンジやブドウにつきましても季節関税ということ、旬の方は関税を高くしておるわけでございまして、我が国への輸入急増を回避するための必要な国境措置も講じておるところでございます。

こうしたことから、当面、大量の米國産豚肉や果実等が日本に流入し国内卸売価格が大幅に下落するなど、需給に大きな影響が生じることは考えにくいとは考えておりますが、中国の対応も含めた米國の通商交渉の動向や、豚肉や果実等の貿易動向をしっかりと注視してまいりたいと思ひます。

○後藤(祐)委員 豚のところはわかるんですけども、果実のところはちよつと心配ですね。T P Pのときに余り影響はないと言つてゐるのと同じようなことを言つてゐるような気がしますので、ちよつとこれはよくチェックをしていただきたいというふうに思ひます。

それと、きのう大串委員も少し触れておられましたけれども、安倍総理が四月十七、十八とトランプ大統領と首脳会談を行うということでございまして、この鉄鋼、アルミニウムの日本からの輸出に対する上乗せ関税、日本は今のところターゲットに入つてゐるので、これを外してくれという話も当然出てくるんじゃないかと思ひますが、このかわりにということではないのか、かもしませんが、いづれにせよ、今回の首脳会談の中で農水産品について新たなカードが切られるということのないようにしていただきたいと思ひます。

これについて、きょうは外務政務官、堀井政務官、お越しになられておりますので、お約束をいただきたいと思います。

○堀井(学)大臣政務官 お答えをいたします。

仮定の御質問にお答えすることは差し控えたいと考えますが、我が国の外交上、農林水産物について、貿易問題の交渉材料として一方的な譲歩を行うようなことは考えておりません。

いづれにせよ、今後の日米経済関係については、アジア太平洋地域の現状を踏まえた上で、地域のルールづくりを日米が主導していくことが重要であると認識しており、その中で、どのような枠組みが日米経済関係及びアジア太平洋地域にとって最善であるかを含め、日米経済対話を通じ

て建設的に議論をしていく考えでございます。

○後藤(祐)委員 きょうも一方的な譲歩という言葉を使つてしまつたが、一方的に譲歩するなんてあり得ないんですよ。鉄鋼、アルミニウム等をどうするか、あるいは、相手の何かの譲歩があつて、こつちの何かの譲歩があつて、そこで交渉になるわけじゃないですか。

一方的でない、互恵的な譲歩はあり得るということですか、政務官。

○堀井(学)大臣政務官 先ほどお答えしましたとおり、一方的な譲歩を行うようなことは考えておりません。

○後藤(祐)委員 お答えください。

一方的でない譲歩を行う可能性はあります。○堀井(学)大臣政務官 仮定の御質問にお答えすることは差し控えたいと思ひます。(発言する者あり)

○伊東委員長 議事進行しましょう。堀井政務官。

○堀井(学)大臣政務官 日米経済対話の議論の中では、二国間FTAに関する米國側の考えが示されてゐるところであります。

いづれにせよ、アジア太平洋地域の現状をよく踏まえた上で、地域のルールづくりを日米が主導していくことが重要と考えております。その中で、どのような枠組みが日米経済関係及びアジア太平洋地域にとって最善であるかを含め、日米経済対話を通じて建設的に議論をしていきたいと考えております。

○後藤(祐)委員 つまり、一方的でない譲歩は否定的にない答弁です。心配じゃないですか、皆さん、与党の皆さんも。齋藤大臣、まずくないですか、これは。

今回の日米首脳会談で農水産品についてカードを切るということがないように、これは農水大臣としていかがお考えですか。

○齋藤國務大臣 交渉の前に、こういうふうになつたらどうする、こういうふうになつたらどうする、という仮定の質問を積み重ねますと、戦略が

全部ばれてしまうということになりますので、仮定の質問にはお答えしたくないんですが、ただ、今回の日米首脳会談で農産物が取引材料とされるようなことは、私の頭の中にはありません。

○後藤(祐)委員 頭の中にはありませんと言うだけでなく、安倍総理にきちんとその旨を伝えていただくようお願いしたいと思えます。

堀井政務官は、これで、多分あとは質問はないと思いますのでお帰りのために結構ですが、ぜひ外務省でも、この場の、恐らく与党の皆さんも同じ心配をされていると思いますので、深刻に受けとめて、外務大臣にもお伝えいただきたいと思えます。

続きまして、産地交付金、米ですね、の話に行きたいと思えます。

お手元に、三十年度の産地交付金についての、シンプルな構造とかいう割にはわかりにくい資料が配付されておりますけれども、要するに、この産地交付金、二十九年度と三十年度を比べて、新たにこういったものが、二十九年度は対象じゃなかったけれども三十年度は対象になりましたというものは何なのか。逆に、二十九年度は対象だったのに、今年、三十年度は対象じゃないですというものは何なのか。これがわからないと現場では運用できないんですね。この産地戦略枠に入るだ入らないだとかいうことではなくて、何が入って何が入らないのかということの端的にわかりやすく教えていただきたいと思えます。

少なくとも備蓄米への助成というのは今年入らなくなったというのは見てわかるんですけども、特に、これを定めている「水田フル活用ビジョンについて」という資料の別表というところに、GAPと肥料の低減化と農薬の低減化というのは、去年のやつは入っているんですけども、ことしはその別表自体が削除されちゃっているの、これは入らなくなっちゃったようにも見えますですね。

このように、何が対象から漏れたのかということを含めて、わかりやすく御答弁いただきたいことを含めて、

思えます。

○柄澤政府参考人 お答え申し上げます。

産地交付金につきましては、従来から地域の裁量で活用可能という基本的な仕組みがございますが、今回のこの見直しにおきましても、まず、地域の裁量で活用可能という仕組みは維持しているところでございます。その上で、現行のルールがやや錯綜して複雑であったことから、今般配付いただきました資料のように、シンプルな構造にできるだけするという観点の見直しを行ったところでございます。

要は、今までも地域の課題に対応した使途が設定されて使われてきたわけでございますけれども、こうした課題や目標などを水田フル活用ビジョンの中でまず明確に記述をしていただく、明確にさせていただくということ、それから、端的に、十アル当たり五万円を超える助成というものの上限を撤廃するというところでございます。これによりまして、今まで以上に地域にとつて柔軟で使いやすい仕組みになるというふうに考えております。

なお、この産地交付金の運用に当たりましては、引き続き、県や地域と丁寧な連携を図りながら、地域の特色ある魅力的な産品の産地づくりに資するように、適切な執行に努めてまいります所存でございます。

○後藤(祐)委員 全然わかりやすすくないんですが、少なくとも、GAP、肥料の低減化、農薬の低減化は、去年の別表に入っていて、ことしの表自体が削除されちゃっているんですけども、これはなくなっちゃるんですか。

○柄澤政府参考人 端的に申し上げますと、そういうような形で、国がこれとこれとこれとこれとというような示し方をするのではなくて、今後は水田ビジョンの中で地域の課題や目標を明確に示していただければ対象になる、そういう考え方でございます。

○後藤(祐)委員 対象になり得るということですね。ここに書いてないけれども、むしろ柔軟にし

たんだと。要は、備蓄米は対象じゃなくなるけれども、そのほかのものについてはかなり柔軟に広く読めるようにしたんだという理解でよろしいですね。うなずいていらっしゃるから、そういうことなんでしょう。

そういう意味で、ことしから一反七千五百円がなくなるわけで、これは現場ではもう衝撃が走っていると思えます。

この産地交付金の使途、かなり柔軟に考えるということでございますが、やはりこの主食用、備蓄用、不作付地への助成を行わないというのは、非常に、一刀両断みたいな感じになっていて、例えば学校給食なんかは農協が買い集めて渡したりだとかいろいろなことをやっているわけですが、その差額の補填にしたいだとか、いろんな声が現場でも上がっています。

特にことしは、七千五百円がなくなった最初の年ですから、今後の永続的なルールをどうするかはともかく、ことしのこの産地交付金の運用に関してはかなり柔軟に対応すべきだというふうに思いますが、今申し上げたようなことも含めて、これは大変深刻な話なので、農水大臣に伺いたいと思えます。

○齋藤國務大臣 産地交付金については今政策統括官から答弁したとおりであります。学校給食については、これまでも、私ども、学校給食向けの米については普及拡大が重要だということで推進を図ってきておりまして、今後は、平成二十八年度においては、平均ですけれども、週三・四回まで米飯給食になってきているということでもあります。

それで、例えば、米の直接支払交付金が廃止される見返りとして、学校給食用のお米にも交付金をという話でありますけれども、やはりこれは、私どもの政策転換の基本としては、主食用米を需要に応じて生産をしていただくというのが基本的な考え方でありまして、その需要に応じて生産をしていくという枠の中で、一つの需要先として推進をしていきたいというふうに考えております。

○後藤(祐)委員 ぜひ、ことしは現場で柔軟な対応をできるんだということを農水省の方からも伝えていただきたいというふうに思えます。

続きまして、公文書管理の話に行きたいと思えます。都市農業の話は少し、あと時間が余ったらやりたいと思えます。

まず、ちょっと順番を変えてまして、電子決裁の話から伺いたいと思えますが、きのうも神谷委員に対して、電子決裁への移行を進めてまいりますと大臣から御答弁がありました。本年二月で、農水省の電子決裁比率八八％、本省九六％まで来ているということでございますが、今の時点でもまだ電子決裁できていないものとして、どういったものがあるんでしょうか。

事前の御説明ですと、例えば、幹部に直接対面して決裁を受けなきゃいけないようなケースだとか、緊急の持ち回りのケースですとか、人事案件ですとか、そういうようなお話を伺っておりますが、残っている電子決裁できないものというのは、具体的にどういったものがあるんでしょうか。農水省のケースについて、これは副大臣に伺います。

○磯崎副大臣 農林水産省におきましては、業務効率化の観点から電子決裁を推進しておりますが、平成二十八年度の電子決裁率は七四％でありましたが、直近では八八％、本省で九六％、地方支分部局で八六％となっております。

今の御質問で、電子決裁していないものということでございますが、政務三役の決裁を要するものなど対面での説明が必要なものの、それから緊急な決裁を要するもの、機密性が高く慎重な取扱いが必要な人事案件、その三つとなつてございます。

○後藤(祐)委員 きょう、総務省の山田政務官にお越しいただいておりますけれども、今言った三つ、政務三役など直接対面が必要なケース、緊急の決裁が必要なケース、人事案件、総務省ではどうなっているでしょうか。事務方に伺ったこと

ろ、政務三役も電子決裁を行っているやに何って
います。例えばパッドみたいなものを持ってそこ
でやってもらうととか、やり方はいろいろある
と思うんですけれども、この三つの、農水省では
電子決裁ができていないケースについて、総務省
ではどうなっているでしょうか。

○山田大臣政務官 お答えいたします。

総務省では、私も含めて、政務三役はふだんか
ら電子決裁を行っております。

そして、今三つお話がありましたけれども、総
務省の中では、緊急を要する案件、これは持ち回
りでやらなくちゃいけないようなもの、そして、
人事などの秘密を要するものについては紙媒体で
決裁をするということになっております。今ま
で、私の経験では緊急を要するもので持ち回り
で来たことはありませんが、その二つ、二種類あり
ます。

そして、対面というお話がありました。対面
については、いろんな案件で担当部局から対面の
説明を受けることはありますけれども、受けた
後、同時並行的に電子決裁が進んでおりますの
で、私のところに電子決裁が来た場合にはそこで
電子決裁をする、そういうことになっておりま
す。

○後藤(祐)委員 緊急持ち回り決裁の場合もでき
ませんか。私も、経済産業省に十三年いたとき
に、確かに、紙を持って、判を押してください
というのはいくらもやりました。そのときに、パッド
みたいなものを持って、ここを押してくださいと
やれば、できますよね。電子決裁できない、今
の二つの、緊急の決裁の場合と人事の場合につ
いて、できないですかね、総務省。

○山田大臣政務官 先ほど申しましたけれども、
緊急の案件で、私のところに緊急だからというこ
とで持ち回りに来たことはありませんので、どう
いう場合に、例えば大地震が起って何か対応し
なくちゃいけないとかそういう、いろんなケー
スが考えられると思いますので、一般的に緊急な
もの全てについて電子決裁でできるかどうかとい

ことについては、私自身は今のところよくわか
らないところです。

人事の案件については、やはり秘密性が高い
いうことで、今、総務省では紙決裁にしてお
ります。今後、どういう取扱いが適当なのかにつ
いてはまたよく考えていきたいと思いますが、今の現
状ではそうなっております。

以上です。

○後藤(祐)委員 人事案件は秘密性が高いから
できないというのは、余り理由にならないと思
うんです。電子決裁はアクセス権限をうまく設
定して、管理者権限で裏から入ることはできま
せん。これは総務省、御存じだと思います。で
すから、紙よりむしろ秘密性が高いと言えるか
もしれませんので、この人事案件を除くのは実
は余り理由がないと思います。

齋藤大臣に伺いたいと思います。

齋藤大臣は、経済産業省で秘書課にお勤め
で人事もやっておられたので、これが可能か
どうか、実は我々よりはるかによく知っている
はずなんです。この電子決裁の仕組み、総務
省であるようなシステムがまだ農水省は入
っていないところであって、少しお金を投入
しないといけない。でも、今年度、どうもや
るとかいう話もあります。電子決裁、更に一
〇〇%に向けての決意を聞きたいと思いま
す。

○齋藤国務大臣 今、総務省のお話を伺いま
して、私も大臣決裁を農水省でやることに
文書だつたわけですね。それで、当時、最初
から、何で電子決裁じゃないのと内部で申し
上げていたぐらいであります。

今回いろいろな出来事、事案がありましたので、
総務省からもそういう、整理をするように
という話がありましたので、私ども整理をして
いきたいと思っております。人事案件につ
きましても、確かに私は人事をやっています
ので、後藤さんの人事もやらせていただ
いたわけでありすけれども、人事案件だけ
が重要案件であって、ほかのいろいろな
案件が、例えば交渉の経緯ですとか、そう

ものは重要ではないんだという、人事案件
だけがセキュリティが一段上なんだという
のは、私はちょっと理解に苦しむところは
正直あるわけでありすので、そこはきちん
とした整理が必要だと思っております。今、
ちよいどいい機会です、それを見直すとい
うことにしておりますので、しっかりと見
直していきたいと思います。

○後藤(祐)委員 非常に前向きな、しかも経験に
基づく答弁、ありがとうございます。
実は、人事というのは、決裁後に入れか
えたりとかいろんなことが多分あって、嫌
なんです。それについて答弁は求めません
が、ちよつと本題に戻りますが、財務省の
森友案件では、決裁後に修正という改ざん
をしたという事例がありました。農水省では
あるでしょうか。

これはちよつと時間がかかるので少し前
に通告しておりますが、全部だと大変な
ので、大臣官房に限定して、去年一年間
ぐらいでいいので、網羅的でなくて結構
です。決裁後に、改ざんとはあえて言いま
せん、修正したようなもの、字の間違い
とかを直すことはあります、そういった
ものがあるでしょうか、大臣。

○水田政府参考人 お答えいたします。

電子決裁が終わった文書につきまして、
その後修正があつたかどうか、一件一件
網羅的に確認するということは、先ほど
先生からお話ございましたように、非常
に難しい状況でございますけれども、昨
日先生からお話をいただきましたので、
農水省の大臣官房の文書管理者に聞
いた限りにおきましては、いずれの
者も、記憶に残っている範囲で、電子
決裁が終わった文書を修正したことは
なかったというふうに言っております。

以上でございます。

○後藤(祐)委員 おととい、そのお願いはして
おりますが、なかつたということですが、
字を間違えたやつ、例えば、今回安倍
昭恵夫人の倍の字を間違っていました
よね、あれ。というような字の間違い
というのは実はあるんです。私も、こ
れ、ちよつと間違えちゃっているんで
何と

くださいとやった経験はありますので、本
当はそういったことというのはあるん
じゃないかなと思いますけれども。

私は、全部がだめと言うつもりは
ないんです。軽微な間違いをきちつと正す
ということは、全員の判こをとり直すとい
うのは非合理的なので、ただ、誰かが
きちつとチェックしなきゃいけない
と思うんですね。これは軽微な間違い
だからいいですよというの、少し距離を
置いたところにいる方がいいと言え
ばいいという形にすればいいと思
うんです。その中で、今回の森友の
ような、あれだけ深刻なやつは、それ
はだめだと言う人がいて判断をすれば
いい。私はやりようだと思うんです。

そういう意味で、決裁後の修正を外部
からチェックするような人が必要なん
じゃないかと思うんですね。実際、こ
れは電子決裁を一〇〇%にできれば、
全部電子決裁の履歴は残ります。もし履
歴を変えた場合には、外部のどなたか
がそれがわかるような仕組みを導入す
れば、この改ざん問題を完全に根絶
できる。そんな法案も我々は用意して
いるんですけれども、少なくとも、外
部が我々はいちと思ひますが、省内
でも少し独立的な立場の方がチェッ
クするんですとか、こういう体制を
しくべきだと思いますが、これは大
臣、どう思いますか。これは通告して
いますよ。

○齋藤国務大臣 現在、財務省のこ
ういう事案があつて、財務省自身も、
今、調査して解明して、その結果を
踏まえて、彼らも問題点を洗い出
して更に直していく、そういうところ
にあるんだろうと思います。

その結果、どういうことになるかに
応じて農水省もやっていくわけですが、
外部のチェックというところでい
えば、一応、農水省の行政文書管理
規則に基づいて、決裁文書を適切に
作成、整理しているかなど、行政文
書の管理の状況については、電子決
裁文書も含めた行政文書の監査とい
うのを実施しているところでありま
す。

この監査がどこまで実際に有効な
ものであるかどうかについては、また、
いろいろな事案の原因

がわかり、対策をどうすべきかという方向が見えてきた中で、この点についても検討していきたいというふうに思っております。

○後藤(祐)委員 これは農水省だけの話じゃありませんので、きょうは内閣府からもお越しいただいておりますけれども、ぜひ政府全体で、こういった決裁後の文書を修正する場合の手続、字の間違いはまあいいでしょう、でも、これはだめだよというのを、外部性の高い方がチェックする仕組みというのを導入することを検討いただきたいと思います。

さて、それにかかわるわけですが、電子決裁の話と別に、文書そのものの作成ですとか保存期間ですとかということについて聞きたいと思いますが、お手元の配付資料の三ページ目に、この四月一日に施行となった農林水産省行政文書管理規則がございます。

今回の森友改ざん事件を受けて、まあ、受けてというよりはもともと前からということなのかもしれませんが、この四月から全庁庁で文書管理規則が改められているんですが、ちょっと幾つか気になる点を確認したいと思っています。

そのこの三ページ目の一番上の第九条、ちよつと線が引いていないところなんです、三項というところに、「別表第一に掲げる事項に関する業務に係る政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録については、文書を作成するものとする。」とあるんですが、別表第一というのは、業務が限定列挙されているんですね。その別表第一に掲げる事項でないものに関する打合せ等は文書を作成しなくてもいいということなんでしょうか。

この公文書管理のところは全部大臣にお願いしたいと思っています。これは全部そういうふうに申し上げていきますので、大臣にお願いします。

○齋藤国務大臣 今御指摘の行政文書管理規則の別表第一は、まず、他省庁と同様に、行政文書の管理に関するガイドラインを踏まえて規定をしているところで、規則の別表第一では、各部署に共

通する業務等に関し類型化した文書に加えて、各部署の事務及び事業の性質、内容等にに応じて定められる保存期間基準に掲げた文書が含まれることとなっているので、基本的には、当省の所掌事務に関する業務が網羅をされているのではないかと考えています。

さらに、例えば突発的に発生した業務などは、本規則の別表第一に規定のない業務が生じたという場合には、行政機関の意思決定過程等を踏づけ、又は検証するという公文書管理法の趣旨を踏まえて、政策立案等に影響を及ぼす打合せ等の記録について文書を作成することが必要となると私は考えています。

○後藤(祐)委員 今の大臣の答弁、大変重いものでございまして、後ろにおられる皆様、しっかりと受けとめていただきたいと思いますし、その別表の一番最後に備考というのがあるんですが、その中の漢数字の五に、「本表が適用されない行政文書については」というところがあるんですが、「内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする。」とあって、要は逃げる規定がここに置いてあるんですけれども、今の大臣の答弁をしっかりと踏まえて、特に大事な業務にかかわるような打合せ等については必ず文書化するという、今そういう趣旨の答弁だったと理解しておりますので、ここはしっかりと守ってやっていただきたいと思います。

この打合せについて、ちよつと心配なのが十条というやつなんです。その下の十条で、ここが今回の文書管理規則、新たに加わったところなんです、これは農水省だけじゃなくて、ほかもそうなんです、外部の方との打合せのときに、相手方の発言部分なんかについても、確認により、「正確性の確保を期するものとする。」とあるんですが、意見が違う場合がございます。

音声は一つなんですけれども、その音声が、こうだった、ああだったということについて見解が異なる場合がございます。このときに心配するのは、この範囲の言い方だったらお互い理解できる

よねということ、最大公約数的な角の丸まった表現にしよう、と、見解が違ふところというのは大事なことなんです、そうすると、記録が残らないことになっちゃうんですね。

この、この十条の二項をそういう意味に解してはならないということを、大臣、明言していただきたいんです。この後ろの「ただし」というところの意味は、見解が違ふ場合は、少なくとも我々の見解としてはこうだということ、詳しく書くということであつて、最大公約数的に角を丸めた表現にしてはならないということを明言していただきたいと思っています。

○齋藤国務大臣 まず、文書に記録として残していくということと考えますと、この打合せについての部分については、相手方が後から見て、そんなこと言っていないよとか、そういうふうになつてしまつて、これは相手方との関係でも問題があるうといふことでありますので、ですから、その相手方による確認をまずとる必要があるんだろうという、そういう趣旨なんだろうと思うんですね。

だけれども、こちら側が間違いないかというふうな点に、向こう側が後からそれを否定するといふような場合にどうするかというのが出てくるんだろうと思いますが、その場合は、私は、できるだけ正確に記録をしておくべきだといふふうに思っております。

○後藤(祐)委員 私はというのは、この十条の解釈は、見解が違ふ場合は、少なくとも農水省としてはこういう見解だとして細かく記述するということではどうですか。最大公約数的に角を丸めることではないということで、大臣、よろしいですか。

○齋藤国務大臣 いろんな対応の仕方はあると思うんですが、一応今回の管理規程で農水省が新設をさせていただいたところ、ここに関係するところなんです、文書管理規則第十條二項ただし書きの記載の方法は、次の各号に掲げる場合に同じ、当該各号に定めるところによると書いてあります、文書全体について相手方の確認がとれない場

合、文書の右上等の目のつきやすい箇所に、○、これは相手のことですから、未確認等と記載して残す。それから、文書の一部分について相手方の確認がとれない、意見が違つていふようなこともあるのかもしれない、文書の右上等の目のつきやすいところに、○一部未確認等と記載した上で、当該部分を斜体にして、当該箇所が未確認である旨を記載してしっかり残すということ、これを今回の規程で決めさせていただいていふことでもあります。

○後藤(祐)委員 つまり、丸めることはいないといふことでよろしいですか。

○齋藤国務大臣 丸めずに、未確認という形で残すようにということでもあります。

○後藤(祐)委員 ありがとうございます。重要な答弁です。

内閣府の長坂政務官、お越しいただいておりまされども、これは政府全体としての方針だと考えてよろしいでしょうか。

○長坂大臣政務官 お答え申し上げます。

そのように考えております。

○後藤(祐)委員 この文書管理規則、あるいはその前提となっている政府全体のガイドラインでは、そこまで読み取れません。今、明確な答弁をされたので、それを紙にして各府省に通知していただきたいと思います。

○長坂大臣政務官 お答え申し上げます。

先生御指摘の件でございますが、発言内容の認識の違いが生じた場合であれば、その旨が判別できるように、各行政機関においてそれぞれ文書を作成することとなりますが、意思決定過程等の合理的な跡づけや検証に必要となる文書が適切に作成されることは、国民への説明責任を全うするという公文書管理法の目的を実現する上で極めて重要なことであると考えております。

まさにその観点から、改正ガイドラインにおいても、文書の作成に関する留意事項として、「行政機関間の打合せ等の記録の正確性を確保するに当たっては、各行政機関において、現在及び将来

の国民に説明する責務が全うされるようにするという法の目的に照らし、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成することが前提である。」と記載されております。

○後藤(祐)委員 今のやりとり、お聞きになられていましたでしょうか。農水大臣は明確に言いましたよ。そして、それをそのまま、政府内でそうだとはいましたよ。

ですから、角を丸めることなく、見解が異なる場合は、我々としてはこういう見解だけれども、相手の確認はとれていないというふうに書けということであつて、角を丸めてはならないということとを、政府全体でそういう方針なんだということを内閣府から各府省に対して紙で通知していただけないでしょうか。

○伊東委員長 齋藤農林水産大臣。(後藤(祐)委員「農水省のことを聞いていません。政府全体のことです。もう農水省、さつきおっしゃったから。聞いていないですよ」と呼ぶ)

○齋藤國務大臣 御指名なので。

私ども、先ほど委員に読ませていただいた部分で、「相手方による確認等により、正確性の確保を期するものとする。」という後に、「ただし、相手方の発言部分等について記録を確定し難い場合は、その旨を判別できるように記載するものとする。」と書いてありまして、丸めて書けとは書いてありませんので、それが全体の中で決められて、私どもが規則として決めているということであります。

あと、全体については……。

○長坂大臣政務官 私からもお答えさせていただきます。

改正ガイドラインを踏まえて、公文書管理委員会によるチェックを経て、各府省が行政文書管理規程の改正を行ったところでございまして、まさに本年四月から、全府省において、より厳格なルールのもとでの文書管理が行われていることと

なります。

この新たなルールの運用に当たりましては、留意事項も含め、公文書管理法やガイドラインの趣旨が徹底されるよう、各府省の職員向けの研修の充実などを通じて、ルールの徹底を図ることとい

たしております。

引き続き、公文書管理の質を高めるための不断の取組を進めてまいります。

○後藤(祐)委員 いや、質問に答えていないんですが、ちよつと、紙のもののしか読まないようでは、先ほどの齋藤大臣の答弁はすごく重要なんです。実際、相手方と打合せをしたら、もめる場合が出てくるんですよ。もめた後どう書くかというの、すくもめるはずなんです。それに対して、齋藤大臣ははつきり言った。すく大事な答弁なんです。それが、政府全体ではそうではないかのような答弁です。

これは、もう時間がもったいないですから、内閣府としての、政府全体の見解を紙にしてこの委員会に提出していただくよう、委員長に申し述べたいと思います。

○伊東委員長 後日、理事会で協議させていただきます。

○後藤(祐)委員 かなり時間を食ってしまったんですが、保存期間についても、この同じ配付資料三ページの十三条というところで、一年未満とすることができるといふので、例えばとして(1)から(7)が挙げられています。ここを例えばと書いてしまつたら、あと残りのものは、もちろん別表で三十年とか十年と規定されているものはそういうしな

きやいけません、別表に書いてないものであれば、この例えばの三文字で何でも一年未満にできちゃうじゃないですか。

これを限定列挙にすべきじゃないですか。農水大臣、いかがでしょうか。

○齋藤國務大臣 この農林水産省の管理規則においては、昨年末に改正されたガイドラインを踏まえて、意思決定過程等の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については原則として一年以

上の保存期間、それから、あわせて、保存期間一年未満の行政文書については、各文書管理者の裁量の余地が大きくなるように、具体的に七つの類型を示したということでありまして。

ただ、この一年未満の保存期間を設定している、今、行政文書の七つの類型、この七つの類型以外の文書については、保存期間を一年未満として廃棄する場合には、それがどのような業務に関する文書、これを一年未満として廃棄するかを公表するということに今回しております。委員もごらんになったと思いますけれども。

こうした公表を義務づけることによりまして、この七つの類型以外のものもそのリストが国民の目に触れるということでありまして、国民目線によるチェック機能が果たされるのではないかと

いうふうに考えております。

○後藤(祐)委員 それは文書の題名があるだけなので。文書の題名なんて、何だってできちゃうんですよ。今回だって、日報の話は、題名が複雑でわかりませんでしたと言いつけているんですから。

だから、それはほとんど歯どめになつていなくて、実際、一年未満のところにいるいろいろなものを入れてしまふのではないかとすることは、もう最初から正直に白状している条文が、その次の四ページ目の第二十條の三項というやつで、一年未満にする場合も、ちよつときやうその資料には書いてありませんが、四項、五項、七項に該当しないかを確認した上で廃棄するものとなつて

いるんですが、例えば、その中の五項というものは、「行政が適正かつ効率的に運営され、国民に説明する責務が全うされるよう、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として一年以上の保存期間を定める」とあるわけで、ただ、これを確認した上でというのは、誰が確認するんですか。現場の職員ですか。その確認、信用できるわけじゃないですか。その確認、信用できる

つまり、これ、立派にしましたと言う割には、

結局一年未満ができるようになつてしまつて、ある法じゃありませんか。この二十條の運用の問題というよりは、もともと、三ページ目にあります十三條の一年未満にできるケースとして、例えばとしか言っているところが問題なんです。ここを限定列挙にするか、あるいはもうちよつと工を、限定列挙だときついから何かしたいというんだつたら、いろいろなやり方

はあり得るかもしれませんが、ここが例えばと書いてある限りにおいては、何らこれは進化して

ないですよ。

大臣、どう考えますか。

○齋藤國務大臣 私どもとしては、今、後藤委員が御指摘のようなつもりで書いているわけでは

ないんですが、この例えばというのはガイドラインそのものにある表現でありますので、これはちよつと、私の方からではない御答弁にさせて

ただけたらと思います。

○後藤(祐)委員 これは、そうですね、内閣府のガイドラインがそういうことになっていますが、

では、内閣府の見解を伺いたいと思います。

政務官、ここが例えばでは、結局、さる法になつちやうと思いますが、ここは限定列挙にすべきだ

と思ひますが、いかがですか。

○長坂大臣政務官 お答え申し上げます。

昨年改正を行いました行政文書の管理に関するガイドラインにおきましては、意思決定過程の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、一年以上の保存期間の設定を義務づけたところ

でございます。

あわせて、保存期間一年未満の行政文書につきましては、各行政機関の裁量の余地が大きいと指摘されたことを踏まえまして、その範囲を従来より大幅に限定すべく、一年未満の保存期間を設定し得る行政文書の類型を示したところでござい

場合には、それがどのような業務に関する文書であるか公表することを義務づけております。例えば、業務が突発的に発生したなどの理由で保存期間表にあらじめ記載できなかった場合には、どのような文書を廃棄したのか、事後的に記録、公表することを義務づけております。

このような公表を義務づけることで、各行政機関は、保存期間を一年未満とすることの妥当性について国民の目を常に意識し続けることになり、いわば国民目線によるチェック機能が果たされると考えております。

また、ルールの見直しにとどまらず、公文書を扱う職員一人一人の意識を高めることが極めて重要であることから、研修の充実、点検、監査の実施等を通じて、改正ガイドラインの実効性を担保してまいります。

○後藤(祐)委員 まあ、ざる法であることが明らかにになったということなんです。

時間が来ましたので、最後、T P Pについて、澁谷統括官、お越しになられていますが、T P P交渉について、日本国政府と米国との間の交渉は文書で残っていますでしょうか。

○澁谷政府参考人 二年前のT P P 12の審議の際も御説明申し上げましたが、当時の甘利大臣とフロマン米国通商代表との間の協議については、記録を一切残しておりません。つくっております。

ただ、それ以外の事務方のやりとり等については、適宜そこは資料を作成して、適正な文書管理を行っているところでございます。

○後藤(祐)委員 文書管理規則との関係はどうなるのでしょうか。

甘利先生が政府部内でない方だったからまだわかりますよ。でも、あのおとき大臣じゃないですか。大臣がこんな大事な交渉についてフロマン氏とやった交渉が文書に残っていないのは、別表に条約というのは明確に入っているんです、これは文書管理規則との関係はどうなるんですか。

それと、もう時間がないので、この残っている

文書の中で、種子法に触れた部分はありますか。

○澁谷政府参考人 自慢ではありませんが、私は大変長くこの仕事をやっておりまして、T P P 12の交渉当初からかわつておりまして、交渉内容についての報告は全て受けております。特に、国内制度にかかわるような議論があった場合には必ず、私、報告を受けることになっておりまして、私自身、米国との間で種子法に関する議論があったということは一切承知しております。きこの御通告いただきましたので、念のため当本部内において関連の行政文書を確認いたしました。が、種子法に関するやりとりがあったという確認は全くなされませんでした。

○伊東委員長 後藤祐一君、持ち時間が過ぎております。

○後藤(祐)委員 時間が来たので終わりますが、T P Pの法律もこれから出てくるということでございますので、そのときまた続きをやりたいと思います。

ありがとうございます。

○伊東委員長 次に、金子恵美君。

○金子(恵)委員 無所属の会の金子恵美でございます。よろしくお願いいたします。

まず、主要農作物種子法が四月から廃止され、自治体から不安の声が上がっているという、この件について御質問させていただきたいと思っております。

兵庫県では主要農作物種子生産条例、そして新潟県でも主要農作物種子条例が制定され、四月一日に施行されているということです。北海道は、一八年度に現行の体制を維持しつつ、一九年度以降に条例制定を含めて検討する方針ということでございます。

一言で言えば、種子法が廃止されて、そして優良種子の安定的な供給が継続されない、そういう可能性があるということで、不安だから、まず、こういう声があるから、その声に対応するためにこの条例が制定されたということだというふうに思っています。

三月二十四日の日本農業新聞の一面の記事にもその声が記載されています。「兵庫県では「条例制定により農作物の安定的な生産の確保を図りたい」としている。新潟県も「優良な種子の安定供給に影響が出るのではないかと農業者や地域の不安に配慮した」と述べた。」というふうにあるんです。

実際に種子法は大変重要な役割を担ってきたということは、この委員会の中でも議論がなされてきたところであります。

種子生産に行政が責任を持って、そしてルールをしっかりとつくっていくということは重要な観点であります。が、まず、このような動きについて、御認識をお伺いしたいと思います。

〔委員長退席、坂本委員長代理着席〕

○齋藤国務大臣 御指摘のように、種子法が廃止されたことを受けて、都道府県において、地域の状況を踏まえて必要な見直しを行い、平成三十年度も種子供給に係る事務を実施するというところになっていくわけでありまして、

具体的には、全都道府県において、平成三十年度も前年度とおおむね同程度の予算も計上しておりますし、条例等の独自ルールを定める都道府県もあるというふうに承知をしているところであります。

私も実は埼玉県で農林部も担当する副知事でありましたけれども、都道府県としては、自分たちの都道府県の中で、それぞれの地域の実情に応じて、どういうものを生産するかということや、品種の開発も含めて、自分たちの自治体の中での種子の供給をどうするかと考えながらやっているわけでありまして、それをこれまで国が画一的なやり方でやりなさいというふうにしていたわけでありまして、これがなくなつたので、それぞれの自治体がどういうふうになつていくのかというのを考えて行われるようになってきているんだろ

うというふうに認識をしております。

○金子(恵)委員 不安な声というのをそれでは拭

拭けるかというところ、そうではないんだというふうに思うんですが。

民間のノウハウを利用して、そして民間企業の活力の活用という言葉もお使いになってこれたというふうにも思います。さらには、民間企業参入促進という言葉もお使いになってこれたのではないかとこのように思います。

民間企業に、これまで守ってきた種子、財産です、優良な種子というその財産をただ単に受け渡してしまつて、そして、民間企業の利益の材料になつて終わるということがあってはいけないということだというふうに思います。いかがですか。

○齋藤国務大臣 大変恐縮なんですけれども、種子法廃止のどこからそういう議論が出てくるかとちよつと私、今理解に苦しんでいるところであります。

今回の種子法廃止の趣旨は、従来から申し上げておりますように、食料増産時代に、都道府県に画一的な方法で生産と奨励を図っていくということで行われたわけでありまして。その後、状況が変わつて、需要も多様化してくる中で、民間の活力が活用できる環境整備をしていくということでの廃止をするわけでありまして、それ以上のものではないんですけれども。

○金子(恵)委員 あらゆる可能性、そういうことから、しっかりとこの件については議論をしなくてはいいなかつたというふうに思います。でも、もう廃止です。ですから、今、種子法復活法というものを目指す、そういう動きがあるということやありますので、我々会派の中でもしっかりと議論を積み上げていきたいというふうに思っているところでもあります。

次に行かせていただきますけれども、三月の二十日に、私、この委員会でも取り上げさせていただきます、花卉振興とそしてまた花育の件であります。

そのときに、大臣、当時の花き振興法に御尽力をいただいたというお話をされておりました。部長でいらつして、議員立法として、この花き

振興法成立のために御尽力されたということであります。

花卉振興の一つの目標というものは、もちろん花卉産業をしっかり振興していくということと、そして花卉文化の振興だというふうに思います。これが目的だというふうに思います。

どの事柄についても、やはり産業と、そしてもう一方の部分という話で、両輪ということをおっしゃっていらっしゃるわけです。農業についても、きのうも議論がありましたけれども、農業はただ単なる産業政策ではなく、地域政策でもあるというお話だったんです。

前回、ちよつと中途半端になってしまいましたので、改めてもう一度質問させていただきたいと思いますが、国産花きイノベーション推進事業というのを活用して、現場では花卉事業というのがなされている。私の地元の福島市やあるいは伊達市などでも、JAふくしま未来が行っている学校教育支援事業、これは国産花きイノベーション推進事業というものを活用しているんですが、そこで花卉を推進しているわけですね。

実際に、子供たちが、この花卉事業を通して、花に触れ合つて、そして心を育てるということをしているわけなんです。この中に、消費量、消費金額の目標とか、そしてまた生産者側の、あるいは販売業者の出荷量、出荷額、取扱量、売上高、そういうものの目標を設定せよということ。平成三十年度から要綱に盛り込んだということ。ございまして、こういう目標というものを今年度から設定してはいけないということになったんです。

私がここで危惧しているのは、先ほども申し上げましたように、それでは、花卉文化というものを振興するという以上に、産業なんだ、全てが産業に絡めている、そういう方向性なんだ、全て競争なんだと。農業競争力強化プログラムにあるような形で、全部そういう方向になっていくのではないかと。現場では、大変純粋に、とても純粋に、子供た

ちの心を育てようとして花を提供してくださる方々がいる、そして、生け花教室もそうですけれども、そういうものを実行していらっしゃる。私も、実際に小学生と一緒にこの授業を受けたことがあります。花を生けました。子供たちは本当に純粋です。現場の人たち、純粋です。

大臣、ここは、やはりこの花きイノベーション推進事業のあり方だということに思っています。もし、これがどうしても産業振興のものであるということ、こういうたてつけじゃないかな、ということ、別な補助制度、そういうものをつくつてき振興法、これによって、花卉文化の振興ということ、もういんじゃないかと思うんです。いかがですか。

〔坂本委員長代理退席、委員長着席〕

○齋藤国務大臣 御指摘のように、花きの振興に関する法律については、当時自民党農林部会長として、大変思い入れがある法律であります。

特に、花卉については、まさに御指摘のとおり、ビジネスではなくて、むしろ花卉の文化の振興を図るのが大事なんだという観点を強調すべく、衆議院の法制局とも私自身が議論をしてきた経験があるものから、その結果、同法の第十六条第二項にこれは位置づけられてきているということでもあります。

それで、御指摘の国産花きイノベーション推進事業においては、都道府県及び花卉業界関係者で構成される地域協議会、これが行う花卉体験活動を支援しているところがありますが、現在、御指摘のように、国産花卉の需要拡大の目的のもとで、補助事業はその目的なんだということと、事業成果を求められるという側面があるわけでもあります。

このため、花卉体験活動への助成については、平成三十年度から、花卉の生産者の参加を要件とする、それから、三年後の成果目標として生産者及び販売業者の出荷額等の一〇％増加を図ることを追加していくということになったわけでありま

す。

そもそも、この国産花きイノベーション事業は、花卉消費の伸び悩み、安価な切り花の輸入の増加という緊急な課題に対応するために創設をしたという背景があるものですから、花卉についても、その活動を通じて国産花卉の需要拡大につながるという観点が非常に重視されている補助事業というふうになっているものですから、こういう対応が行われることになっているわけでありま

ただ、花卉に対しては、農林水産省においても、それぞれ各地域で行う活動に対する後援とか表彰など、幅広い支援を行っているところでもありますので、これらを通じて花卉の文化面での推進というものも図っていきたいなというふうに考えております。

○金子(恵)委員 それでは、国産花きイノベーション推進事業という枠組みにとらわれずに、しっかりと、心を育てるという意味で花卉をぜひ進めていただきたいということをお願いしたいと思ひます。

東京オリンピック・パラリンピックで、国産花卉を使用し、世界に日本の花のすばらしさを発信したいという、生産者の皆さんも含めた花卉産業にかかわる皆さんの声もあるわけでもあります。

それで、私の地元の福島県の川俣町の福田小学校の子供たちは、町の新たな特産物として栽培されている花、アンズリウムのゆるキャラを考案して、このアンズリウムのPRをしているということが話題になりました。東京オリンピック・パラリンピックで歓迎、祝福の花として採用されることを目指して、ゆるキャラの名前は、オリンピックとアンズリウムをかけて、「スリンちゃん」だということなんです。

このように、地域の特産物の花をPRする動きというのがあるんですけども、東京オリンピック・パラリンピックで日本の花を世界に発信する、その機会をつくるべきだというふうに思ひます。ピクトリーブーケも含めて、国産花卉使用に

向けてどのような取組がなされているのか、伺ひます。

○齋藤国務大臣 この花き振興法を議員立法するときに、おきまして、花の業界の皆さんは、ぜひ、東京オリンピック・パラリンピック競技大会で日本の花卉や花卉文化を世界へ発信する、そういう機会としたいという熱い思いがありまして、私も、そういうものもあつて、議員立法に尽力をしてきたわけでもあります。

この東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、日本の花卉の輸出拡大にもつながる絶好の機会になるのではないかと、このように考えております。

また、大会において東日本大震災の被災地の花卉を活用するということは、復興の進展をあらわすシンボルにもなるのではないかと、思ひます。ですので、農林水産省としては、ピクトリーブーケを始め、東京大会のさまざまな場面において国産花卉が使用されるよう、花卉業界とも連携して、今、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会に働きかけているところではありますが、引き続き努力していきたいと思ひます。

○金子(恵)委員 使用していただけるようにということ、今おっしゃっていただいたんですが、ピクトリーブーケにもぜひということ、働きかけをしているということではあつたんですが、残念ながら、昨年の十月の段階ですけれども、大会組織委員会、メダリストに贈る贈答品をブーケ以外にする、そういう案も持ち上がったということ、関係者は大変不安を募らせているということなんです。

平成二十七年の段階ですが、現在もこのような事業をされているのか確認をしないでいいんです、オリンピック・パラリンピック安定供給対策事業によって、日本生花通信配達協会というのがありますけれども、そこが実施主体になりまして、夏に強い花を供給するための体制整備を進めてきたということでありました。

実際に、まず、夏ですから、夏の国産花卉を安

定的につくる体制整備とか、そしてまたビクトリーブーケをしつかりと動かせるか、配達できるかなどの実証ということだというふうに思いますが。その二項目を進めてきたということで、もうここに至るまでも多くの方々がかわつて、努力を積み重ねていることであります。

私は、復興の立場で考えれば、実はオリンピック、パラリンピック万々歳じゃないんですね。当然、復興がまず先だと思つています。でも、ここまで来て、復興オリンピック、復興五輪ということであれば、当然、今おっしゃつていただいたように、やはり被災地の花も使つていただいて、しっかりと、少しでも被災地が元気になつていただけるような、そんな取組をしていただきたいということであつて、こういう質問をさせていただいているんですが、最後に、ぜひ大臣のこの部分についての決意をもう一度お聞かせいただいて、終わりたいと思います。

○齋藤国務大臣 繰り返になりますが、私が農林部会長のときから思いを込めて推進してきている政策でありますし、ちよつと、オリパラのビクトリーブーケの話が今、直近どういう状況になつているか、私はフォローしていませんが、決まつたというふうには私は認識をしておりますので、引き続き努力をしていきたいと思つますし、その過程において、被災地に元気が出るような展開ができるように努力をしていきたいというふうに考えております。

○金子(恵)委員 終わります。ありがとうございます。

○伊東委員長 次に、田村貴昭君。

○田村(貴)委員 日本共産党の田村貴昭です。諫早湾干拓事業と和解協議のことについて質問をします。

私は、三月二十日の大臣所信質疑、そして二十八日の一般質問と、諫早湾干拓事業について質問をしてまいりました。

この間、潮受け堤防の開門をめぐる状況が大きく変わりました。それは何かといいますと、

干拓地で長年農業に従事してきた農業生産法人二社が開門差止めの訴えを取り下げて、開門を裁判で主張していくということになつてきたからであります。

なぜ農業者が立場を変えて裁判に訴えるまでに至つたのか。有明海異変を引き起こした堤防締切りが干拓地にも大きな影響を与えているからであります。農水省、大臣、いよいよ開門調査が必要になつてきたのではありませんか。

最初に、和解協議について尋ねます。

昨日四日は、福岡高裁の和解勧告に対する当事者の回答期限でありました。しかし、開門を前提としない基金での和解提案に、漁民原告は三月十九日に受け入れられないとの回答をしています。

齋藤大臣に伺います。

基金による解決案は、長崎地裁で一年二カ月にわたつて協議がされ、決裂されたものであります。和解に至らないことが試され済みの提案に、やり方になぜ農水省はここまでこだわるのでしょうか。答弁をお願いします。

○齋藤国務大臣 三月十九日に、開門を求める方々が、開門しないことを前提とした和解の方向性は受け入れないとして、開門も含めた和解協議を求める旨の回答を福岡高裁に提出したことはもちろん承知しておりますが、一方で、三月五日の福岡高裁の和解勧告は、本件をめぐるさまざまな御意見や長年にわたる経緯がある中で、開門しないことを前提に開門にかわる基金等の方策による解決を図ることが、現在の混迷、膠着した状況を打開する唯一の現実的な方策という御判断をいただいているところであり、これは重く受けとめるべきじゃないでしょうか。

その後の経緯をいたしまして、三月十四日には、佐賀県有明海漁協において、国が提案した開門によらない基金案とともに、三つの要望事項についてぜひ実現してほしいとの表明をしていただいたところであり、これは、福岡高裁の和解勧告を踏まえ、漁協として苦渋の決断をしていただいた、これも真摯に受けとめるべきではないでしょうか。

うか。

加えて、三月二十八日には、この漁協の方針を佐賀県も支持するとの考えを、佐賀県の山口知事御自身が直接私に伝えにわざわざ上京をされました。

これらのことも踏まえて、国としては、福岡高裁の請求異議訴訟で行われている和解協議において、同高裁の和解勧告に沿つた和解の成立を図っていくことが適当と考えまして、国においては、関係機関との相談をした結果、昨日、四月四日に、福岡高裁の和解勧告において示された和解の方向性について受け入れるという旨の回答書を福岡高裁に提出させていただいたというところであります。

○田村(貴)委員 佐賀県とか佐賀県の漁協のことを言われましたけれども、訴訟の当事者は漁民ですよ、漁民原告ですよ。和解の協議のテーブルに着くことができない、入り口に立つとすることのできないんですよ。

そういう状況をつくつていて、前回聞いたときに、裁判か和解かどちらで解決するんだと言つたら、和解と言われたでしょう。和解にならないじゃないですか。だから、どうするんですかと聞いているんですよ。漁民原告を和解の入り口につけない状況をつくつておいて、どうやって和解するんですかと聞いているんですよ。

いま一度答えていただきたいと思つます。

○齋藤国務大臣 私は、福岡高裁の和解勧告における御判断ですとか漁業団体の苦渋の決断は、全ての関係者において重く受けとめる必要があると考えています。

国としては、福岡高裁の請求異議訴訟で行われている和解協議において、開門によらない基金による和解に至れるよう、引き続き真摯に対応していくことに尽きます。

○田村(貴)委員 「この勧告では解決しない」、長崎新聞の三月七日付の論説記事の見出しであります。この記事を紹介いたします。

「和解の道を探るための勧告だとは到底思えない

い。」との書き出しで始まり、「国は、和解が決裂した場合は百億円基金がなくなることをちらつかせており、「開門もしない、基金もない」状況に陥ることも予想される。そんな場合、開門派原告のみならず、基金に理解を示した福岡などの漁業者が再び開門に向けて強硬姿勢にならないとも限らない。大変踏み込んだ記事であります。

百億円の基金がなくなることもちらつかせており、もしこんな圧力があつたとするならば、これはゆゆしき事態ですよ。そうならば、ここは福岡の漁業者というふうを書いていくけれども、佐賀の人だつてどう考えるかわかりませんよ。

もはや、私は二度目の決裂というのは絶対あつてはならないと思うんですけれども、農水省はどう考えていますか。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

今ほど先生からございました百億円の基金の話につきましては、これまでの有明海の環境変化に対します特措法に基づくいろいろな取組がございましたけれども、それを更に加速化するという観点で提案をさせていただいたものでござい

ます。この提案に当たりましては、四県の漁業団体の方々から具体的な御意見や御提案をいただきまして、有明海の振興、再生に必要な取組内容を盛り込んで提案をしておりますので、これを実現できる仕組みというふうを考えておるところでござい

ます。

それから、和解協議につきましては、今ほど大臣からも答弁ございましたが、長い経緯がある中で、福岡高裁からの和解勧告がございました。それをめぐつて、いろいろな方がいろいろなことを御検討されておるわけでございますけれども、やはりこの和解勧告を全ての関係者が重く受けとめていただく必要があるのではないかと考えておるところでございます。私どももいたしましては、開門を求める方々におきまして、これらの事情を重く受けとめていただいて、ぜひとも福岡

高裁の和解勧告に示された和解の方向性を受け入れていたでるよう御理解をいただきたいと思っております。ところでございます。

○田村(貴)委員 私の質問にお答えになつていないと思うんですけれども、また決裂を想定されて和解の協議に当たるんですか。二度目の決裂は私にはあつてはならないと思つてゐるんですけれども、そこを聞いてゐるんです。端的にお答えください。

○荒川政府参考人 繰り返しになつて恐縮でございます。

私ども、昨日も福岡高裁の和解勧告において示された方向性を受け入れるというふうに回答させていただいたところでございまして、これから福岡高裁の請求異議訴訟で行われます和解協議の中で、しっかりと和解協議に対応してまいりたいと思つております。

○田村(貴)委員 この問題に、ずっと見続けてきたいろいろな方面からの指摘があります。紹介します。

一昨日、四月三日の日経新聞、諫早干拓、見えぬ解決策の大見出しであります。識者の声が新聞でも報じられてゐます。成蹊大学法科大学院の武田真一郎教授は、解決には政策判断が必要で、法的判断の場である裁判所が解決策を示すことには限界がある、国は双方が歩み寄れる別の解決策を示す責任があると述べておられます。

三月六日の朝日新聞では、国は裁判を超えて解決策をとの記事を出して、ここまで問題をこじらせてきたのは、かたくなに開門を拒む国の姿勢と言えると指摘してゐます。横浜国立大学の宮沢俊昭教授は、この裁判の帰趨にかかわらず紛争は続く、公益を代表する国は、あるべき有明海の姿を裁判の外で示す必要がある、こういうふう

に指摘されているわけです。大臣、非開門、基金による解決が唯一の解決策だとする、そうしたコメント、論評というのは見当たりにません。こうした声をどのように受けとめておられますか。

○齋藤国務大臣 本当に、本件は、いろいろな考え、いろいろな思いの方がおられる中で、しかも、経緯も、さまざまな経緯が積み重なつてきてまいりまして、私どもも申し上げたいことは一々あるわけでありまして、事ここに至つて、福岡高裁の、先ほど申し上げましたような、現在の混迷、膠着した状況を打開する唯一の現実的な方策だ、高裁もそういう理解でゐるということが解決に向けてのやはり方向性なのではないかなというふうにして思つてゐるところでございまして、この福岡高裁のさまざまな御意見、思い、経緯を踏まえた上での和解勧告に示された和解の方向性、これをぜひ受け入れていただくよう、再考を何とかお願いしたいと考えています。

○田村(貴)委員 そうした姿勢では、現在の混迷、膠着した状況は一層悪化していくと言わざるを得ません。

干拓地のことについて伺ひします。

前の委員会で、カモの食害について取り上げました。干拓地ではこのほかにもいろいろな問題がありまして、冬の寒さ、夏の暑さが問題になってゐます。

冬は冷害に遭つてゐる、レタスが凍りつく。凍つたレタスは、プロの目でもなかなか判断できなくて、出荷されて、お客さんのもとに着いたときに真っ黒になつてゐる。そういう、いわゆる凍傷による被害があつてゐるということです。夏は暑過ぎて、シシつかつくることができない。だから、海水を何とか調整池に入れて、作物被害を防ぐ対策をつくつてほしい、こういう声が営農者の間から上がつてゐます。

こういう状況に営農者たちはどういうふうに向き合つてゐたらいいんでしょうか。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

諫早干拓地回りの環境関係につきましては、私ども、平成元年から潮受け堤防の締切り前後を通じて、周辺地域の四地点での気温の観測、こういったものを続けてきております。また、事業完了後におきましても観測を継続している地点

のデータもございまして、そういったデータと、長崎県の方で調査されておられます中央干拓地において観測された気温とを比較いたしました。でも、締切りの前後で先生が御指摘になつたような顕著な気温の変化といったものが見受けられるというふうには認識をしておりません。

一方で、いろいろな営農上の課題というのはあつてございまして、この干拓地につきましては、干拓の造成が終わつた後、長崎県の農業公社が国から配分を受けて農業者へリースをされておられますので、一義的には造成農地で営農される農業者の方と長崎県の農業公社でお話合いをされるべきだと考えておりますが、国としても、いろいろな立場で御要請、御要望があれば、対応してまいりたいと思つております。

○田村(貴)委員 対応してください。

そして、荒川局長、認識を変えていただきたい。まず現地に行つてみてくださいます。ハウスが建つてゐるんですよ、あの広大な干拓農地に対してハウスが建つてゐる。その前はトンネルで霜よけをやつてきた、それではもう間に合わない、今度はハウスをつくり出した。もともとそういうことを想定してゐる干拓農地じゃないじゃないですか。そういう営農者の苦労があることを、今直ちに認識を変えていただいて、対策を打つていただきたいというふうに思つておりますし、必要な調査は行つていただきたいというふうに思います。

改めて齋藤大臣にお伺ひしますけれども、開門絶対反対だつた営農者の方々が開門を要求せざるを得ないといういわゆる有明海異変というのは、営農地に対しても危害を及ぼしてゐるわけでありまして、この間言つたカモの食害、調整池で食べるものがなくなつたカモたちが陸に上がつてきておいしい野菜をついばんでゐる、これは大きな被害になつてゐる。それから、今言つた冷害、排水不良の問題もある、農業用水が汚くてなかなか農水に適していない。こうした問題も多々あるわけな

んです。

営農者が訴訟で開門を求めるといふのは初めてのことであります。もう調整池は要らない、本明川からの水を干拓地のどこかにため池としてつくつて、ろ過して、それを使つた方がよほどいい、調整池の水はあんなにたくさん要らないというふうにおつしやつてゐるわけですよ。これはやはり一聴に値するのではないかなというふうに私は思つてゐます。

この状況をどういうふうに受けておられるでしょうか。干拓地営農のこうした問題を引き起こしてゐるのではないのか、潮受け堤防、調整池、干拓地のあり方、ここが農政の面でも問われている。この御認識を伺ひたいと思ひます。

○齋藤国務大臣 個々の問題については、それぞれ対応を考えていくと局長からも答弁いたしました。開門反対の方で干拓農地が開門を主張し始めているという点につきましては、長崎県農業振興公社から干拓農地の利用権設定の更新が認められなくて、土地の明渡しを求められてゐる二名の方が、国、長崎県等を被告として、調整池を基地とする野鳥による食害の損害賠償と排水門の開門を求める訴えを提起し、現在、長崎地裁において係争中でありまして、

個別の訴訟における国の考え方等については、それぞれの訴訟の現場においてお示しをしていくことと思つております。

今後の本件に係る裁判の進行に応じて、関係省庁と連携して、具体的な対応を図つてまいりたいと考えております。

○田村(貴)委員 時間が来ました。

農漁共存の立場をぜひとつていただきたいと思ひます。鳴り物入りでつくつた諫早干拓農地、そして潮受け堤防、有明海異変を起こし、今、干拓農地でこれだけの問題になつてゐるわけなんです。このシビリアン現実をやはり直視する必要があると思ひます。

漁場も、そして営農地も、しっかりと安心して第一次産業が成り立つていくためには、農水省は

今の考え方を要するべきであります。非開門にこだわった和解協議の提案は、漁民原告は受け入れられないと言っている。決裂させてしまっただけならだめですよ。

ですから、ここは、いま一度考え直していただいて、そして誰もが歩み寄れるテーブルと環境をつくらせていただく、ここを強く要求して、きょうの質問を終わります。

○伊東委員長 次に、森夏枝君。

○森(夏)委員 日本維新の会の森夏枝です。

本日も質問させていただきます。お時間いただきまして、ありがとうございます。

先日は、早速ですが、質問に入ります。

先日、消費者特で食品ロスの問題について質疑をさせていただきました。その中で、規格外野菜の利用について質疑をしたのですが、人手不足でなかなか農家の方々も売れない野菜に時間と手間をかけることはできないと思います。しかし、丹精込めてつくられる野菜をもっと活用できないかと思っております。

そこで、まず、野菜の供給の状況に関して伺います。

ここ数年、冬に野菜の値段が高騰しております。二月後半だったと思うのですが、久しぶりに見事にUの字に曲がったキュウリが大手スーパーに並んでいるのを見かけ、購入しました。味はふだん売っているものと全く変わりなく、おいしくいただきましたが、価格は少し高かったことを覚えております。ちなみに、そのときには、曲がっていないキュウリは既に売り切れておりました。厳しい寒さで野菜が不足しているのだろうと感じました。

そこで、お聞きします。

ここ数年で冬に野菜が高騰しておりますが、要因は何でしょうか。

○枝元政府参考人 お答え申し上げます。

年々によりまして状況は違いますけれども、昨年の秋から今年の三月にかけて、白菜等の葉

物野菜や大根等の価格が高騰したところでございます。

この要因につきましては、関東を中心といたしまして昨年十月の長雨、また台風二十一号、あと十一月以降の低温の影響によりまして、出荷量が減少したことが原因でございます。

三月以降は気温が上昇してございまして、現在は多くの野菜で価格は平年並みに回復してきている状況になってございます。

○森(夏)委員 ありがとうございます。野菜の高騰は、台風の直撃、長雨や雪などということ、御説明いただきました。

天候不良などに対する対策といっても、なかなか天候を予測するというのは難しいかと思えます。野菜の値段が高騰したり出回る量が少ないというのは、農家の方だけでなく、直接国民の生活にも影響が出ます。ぜひ対策をしっかりと考えていただきたいと思えます。

次に、規格外野菜の利用について伺います。天候によって野菜の出回りに変動があるときなど、ある一定程度の規格外野菜をもっと積極的に活用してもよいと思うのですが、規格外野菜の利用についてどうお考えでしょうか。お答えください。

○枝元政府参考人 お答え申し上げます。

野菜につきましては、小売業者等の実需者のさまざまなニーズに応じて、産地におきまして一定の規格を設けて選別を行うことが一般的でございますので、出荷をされない規格外の野菜が一定割合発生してまいります。

こうした規格外の野菜につきましては、生産者が自家消費するほか、堆肥といたしまして圃場の土づくりに利用する、また家畜の飼料として利用する、あと廃棄する、そのような場合が多いというふうに承知をしております。

一方、最近、規格外の野菜を含めまして、産地において、ジュースですとか漬物等にみずから加工することで付加価値を高めるような販売ですとか、直売所で販売をする、そういうことを通じて

廃棄を減らす取組も見られてございます。農林水産省としても、産地の加工施設の整備等への支援を通じてこうした取組を後押ししているところでございます。

また、最近、J・Aと民間企業の連携によりまして、規格外農産物の定期的寄附のスキームを確立するなどの取組も行われてきておりますので、このような取組も広く紹介することなどによって後押しをしてまいりたいと存じます。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

廃棄を減らす努力をしていただいているということ、今後もしっかりとお願いしたいというふうに思っています。

規格外野菜ですが、子供食堂にもっと提供していただきたいと思います。子供食堂について質問をさせていただきます。

先日、予算委員会、子供の貧困についても質問をさせていただきました。次世代を担う子供たちが健全に育つことは、日本の将来にとっても大変重要なことだと思っております。

日本維新の会では、教育機会平等社会の実現を掲げ、幼児教育から大学までの教育費の無償化を訴えており、教育問題にも力を入れております。子供たちが健全に育っていくためには教育面の充実が重要ですが、加えて、必要とする子供たちには衣食住が行き渡るようにすべきと考えております。

食については、必ずしも貧困だけが原因ではありませんが、健康的な食事をとることができない、食事をとるのがままならない子供たちが一定数います。毎日一人だけの食事、孤食をしている子供たちもいると思います。このことにより、学習意欲の低下、情緒面の影響も懸念されるところです。

こうした中で、最近では、子供食堂という形で、地域により活動形態はさまざまですが、地域住民による民間発の取組が広まっております。二〇一六年に三百十九カ所だった子供食堂が、ことしの調査では二千二百八十六カ所に急増している

そうです。

子供食堂がこの二年で七倍になったことについて、内閣府としてはどのような要因があると考えていますでしょうか。また、子供食堂に対してどのようにお考えでしょうか。

○川又政府参考人 お答え申し上げます。

子供食堂は、地域のボランティア等が無料や安価で温かな食事と団らんを子供たちに提供し、安心して過ごせる場所として、子供の貧困対策などの観点からも重要な取組であると認識をしております。

報道にありますように、子供食堂が近年増加している主な要因といたしましては、家庭で食事を満足にとれない子供もおり、食事の提供のニーズがあること、メディアの報道や行政、支援団体等によるさまざまな活動を通じて国民の理解や関心が高まってきたこと、あるいは、地域で子供食堂を運営している人たちが交流をし、子供食堂の輪を広げるためのことも食堂ネットワークなどが発足をいたしました。情報の共有あるいはノウハウの蓄積が行われていること、子供食堂は非常に多様な形態で運営されていることから、地域の自主的な活動として、誰もがこれなら自分にもできそうだなというような形態が見出せることなどの要因があるのではないかとこのように考えております。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

私は、曲がった野菜も、ところどころ虫に食べられていような野菜も、子供たちに食べてほしいと思っております。私も、そんな野菜や果物を近所の方からいただいたり、祖父母のつくった野菜と一緒に収穫して育ちました。スーパーに並んでいるきれいな野菜だけではないということも、子供たちには学んでほしいと思っております。

農林水産省として、子供食堂をどのような位置づけにされていきますでしょうか。食育の推進という観点から見た子供食堂の意義について、大臣に御答弁をお願いしたいと思います。

○齋藤国務大臣 まず、私は、子供食堂は大変意

義のあるものだと思っております。地元にもふえてきているわけですから、何カ所にも何度も顔を出してございまして、その都度、子供たちが生き生きとし、さらに子供たちの面倒を見ている大人まで元気になつちやうみたいな、そういう光景を見ておりますので、すばらしいものだと思っております。

農林水産省としてですけれども、特に食育の観点からは、子供にとつての貴重な共食の機会の確保につながっていくということ、それから、地域コミュニティの中で子供の居場所の提供、さらには、さまざまな、ふだん食べていない食材の提供ということで、そういう意味では、農林水産省の観点からも、この子供食堂は重要な役割を果たしていると考えています。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

次に、子供食堂の今後の支援について伺います。

子供食堂により、子供の安心した居場所ができ、家庭のような、家族団らんの共食のような場所ができ、そして、子供だけではなく大人も、年齢も関係なく集える場所ができ、そこからお互いが支え合う大切な地域づくりに今なりつつあると思います。小さい子供を持ち、働いているお母さんにとつては、本当に心も体も休まる場所ではないでしょうか。

しかし、まだまだ問題は山積しており、子供食堂のほとんどが寄附や会費で運営をされており、個人の持ち出す資金は少なくないそうです。そうすると、子供食堂を月に何度も開催することは難しいですし、また、食中毒や行き帰りの万一の事故など、心配事も多いそうです。保険の加入も考えているようですが、実際には難しいとの声も聞きました。そして、まだまだ地域によつては認知をされておらず、どこで誰がやっているのかわからないという状況だと思います。

現状がピークとならないよう、ここまで広がってきた子供食堂が継続できるように願っております。国としても、バックアップをしていただきた

いと思っております。子供食堂への農林水産省としての支援にはどのようなものがあるか、食育の観点から教えてください。

○池田政府参考人 お答えいたします。

農林水産省といたしましては、食育推進の観点から、地方自治体や地域における食育関係者の皆様、子供食堂の意義を理解していただき、子供食堂との適切な連携が図られることが重要と考えております。

このため、関係府省と連携をいたしまして、地方自治体による支援の事例、子供食堂間のネットワークなどの民間団体の取組、あるいは国の関連施策など、食育の推進に関する情報を農林水産省のホームページあるいは食育白書を通じて食育関係者の皆様に提供しております。

また、すぐれた子供食堂の取組に対しましては、農林水産大臣の表彰を行っているところでございます。

このほか、アンケート調査あるいはヒアリング調査の実施によりまして、子供食堂の実態を把握いたしましたして、そこで明らかになりました課題の解決に向けた事例集を現在取りまとめているところでございまして、今後、公表をしてみたいと考えています。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

最後に、内閣府からも、子供食堂に対しての支援についてお聞かせください。

○川又政府参考人 お答え申し上げます。

子供食堂のような草の根の支援活動が発展し、地域に根づいていくことは非常に重要であると認識をしております。そのため、子供食堂などに取組む民間団体が、地域の実情を踏まえ、企業や地方自治体等とより一層連携して支援を充実させることができるような支援を行っております。

具体的には、企業や個人の寄附金から成る子供の未来応援基金による、草の根で活動しているNPOなどへの支援、子供食堂の広域的なネットワークを有する団体にも参画をいただいている協議会を活用いたしまして、食材の供給や場所の確

保などの支援を必要とする団体と支援を希望する企業あるいは個人とのマッチングを行う事業、それから、内閣府で予算化しております地域子供の未来応援交付金を活用した、地域ネットワークの形成に向けた自治体の取組の支援などに取組んでいくところでございます。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

子供食堂を主宰している皆様は、食中毒や事故などの懸念も、大変そういう声もありますので、そういった面からもサポートをしていただければと思います。

私も地元で子供食堂に何度も行かせていただいておりますけれども、食材や器材等、さまざまな寄附の呼びかけなども皆さん本当に一生懸命されています。せっかく居場所を見つけた子供たちのためにも、ぜひ続けていただきたいと思います。

話を戻しますが、なかなか規格外野菜の提供も難しいこともあるかと思いますが、農林水産省としても、食育の観点からぜひ御支援いただきたいと思っております。

私は、先ほども申しましたが、曲がった野菜やちよつと虫に食べられたような野菜も、子供たちに学んでいただいで、できたら収穫も一緒にしてもらえよう、そんな一連の流れで子供食堂に、ぜひ、子供たちにそういう体験をさせていただけるような場も、子供たちにそういう機会を与えていただきたいなと思っております。

子供の貧困等について、農林水産省のみならず、政府全体で取り組んでいただきたいと思っております。ぜひ、政府が連携をして取り組んでいただけますよう、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

す。これより順次趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣齋藤健君。

農林経営管理法案
独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○齋藤国務大臣 農林経営管理法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

我が国の森林は、戦中戦後の大量伐採により大きく荒廃しましたが、先人のさまざまな努力により造成された結果がようやく実り、その約半数が主伐期を迎えようとしております。この森林資源を切つて、使つて、植えるという形で循環利用していくことで、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立し、先人の築いた貴重な資産を継承、発展させることが、これからの森林・林業政策の主要課題であります。

しかしながら、現状は、多くの森林所有者が小規模零細で分散した森林を抱え、林業経営の意欲が低下している一方で、意欲と能力のある林業経営者の多くが事業規模拡大のための事業地確保に悩んでおり、このような森林所有者と林業経営者との間の連携を構築するための方策が必要となっております。

このような認識のもと、森林所有者に対して適切な経営管理を促すため、その責務を明確化するとともに、森林所有者のみならず経営管理を実行できない場合に、市町村が経営管理を行うために必要な権利を取得した上で、林業経営に適した森林にについては意欲と能力のある林業経営者に委ねることとし、林業経営に適さない森林等については市町村がみずから経営管理を行うという新たなシステムを構築するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御

説明申し上げます。

第一に、責務についてであります。

森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営管理を持続的に行わなければならないものとしております。

また、市町村は、その区域内に存する森林について、経営管理が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとしております。

第二に、市町村への経営管理の委託及び林業経営者への再委託についてであります。

市町村は、その区域内の森林について、経営管理の状況等を勘案して、森林所有者への意向調査又は森林所有者からの申出を踏まえ、経営管理権集積計画を定め、公告することにより、森林所有者からの委託を受けて経営管理を行うことができるものとしております。

また、市町村が意欲と能力のある林業経営者に再委託を行うとする場合には、都道府県が公募し、公表した林業経営者の中から、市町村が再委託を行うものを選定し、経営管理実施権配分計画を定め、公告することにより、林業経営者が経営管理を行うことができるものとしております。

さらに、市町村は、自然的条件に照らして林業経営に適さない森林や林業経営者に再委託するまでの間の森林については、みずから経営管理できるものとしております。

第三に、所有者不明森林に係る措置についてであります。

森林所有者の全部又は一部が不明等の森林において、林業経営の集約化や効率化を図るため、市町村は、不明森林所有者の探索、公告等の手続を経て、経営管理権集積計画を定めることにより、経営管理の委託を受けることができるものとしております。

第四に、林業経営者に対する支援措置であります。再委託を受けた林業経営者がさらなる施業の効

率化を図ることができるよう支援するため、独立行政法人農林漁業信用基金は、当該林業経営者に對して経営の改善発達に係る助言等の支援を行うことができるものとともに、国は、国有林野事業に係る立木の伐採等を他に委託して実施する場合、当該林業経営者に委託するよう配慮するものとしております。

第五に、災害等防止措置命令についてであります。

市町村は、伐採又は保育が実施されておらず、かつ、引き続き伐採又は保育が実施されないことが確実であると見込まれる森林において、周辺の環境を著しく悪化させる事態等の発生を防止するため、森林所有者に対し、伐採又は保育の実施等の措置を講ずべきことを命ずることができるほか、みずからこれを行うことができるものとしております。

続きまして、独立行政法人農林漁業信用基金法の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

森林経営管理法を効果あるものとするためには、林業経営者がその意欲と能力に応じた効率的かつ安定的な林業経営を行えるようにすることが必要であり、そのためには、林業経営者への支援や資金調達の円滑化を通じた経営環境整備が極めて重要であります。

こうした中で、林業者等の債務の保証を行う業務を長年行ってきた独立行政法人農林漁業信用基金が蓄積している企業経営に関する知見を有効活用するとともに、債務の保証がより利用しやすいものとなるよう見直しをすることで、林業経営者の安定的な事業規模の拡大を支援するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林漁業信用基金の業務の追加についてであります。

農林漁業信用基金は、他の業務の遂行に支障のない範囲内で、森林経営管理法により林業経営

を行うための権利の設定を受けた民間事業者に対する経営の改善発達に係る助言等を行うことができるものとしております。

第二に、債務の保証の対象者の拡大についてであります。

林業経営者が、農林漁業信用基金の債務の保証を利用することができるようにするため、農林漁業信用基金が債務の保証を行うことができる林業を営む会社の要件を緩和し、資本金の額又は出資の総額に係るものの上限を、現行の一千万円から三億円に引き上げることとしております。

第三に、林業信用保証業務に係る出資者に対する持分の払戻しについてであります。

債務保証を受けるに当たり出資した者の出資金の回収を容易にすることで、債務の保証をより利用しやすいものとするため、農林漁業信用基金は、主務大臣が定める額の範囲内で、林業信用保証業務に係る政府及び都道府県以外の出資者に対して、その持分の全部又は一部を払い戻すことができるものとしております。

以上が、これらの法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○伊東委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

○伊東委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

両案審査のため、来る十二日木曜日午前九時、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと思惟しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○伊東委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る十一日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十六分散会

森林経営管理法 森林経営管理法

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 市町村への経営管理権の集積

第一節 経営管理権集積計画の作成等（第四条―第九条）

第二節 経営管理権集積計画の作成手続の特例

第一款 共有者不明森林に係る特例（第十条―第十五条）

第二款 確知所有者不同意森林に係る特例（第十六条―第二十三条）

第三款 所有者不明森林に係る特例（第二十四条―第三十二条）

第三章 市町村による森林の経営管理（第三十三条―第三十四条）

第四章 民間事業者への経営管理実施権の配分（第三十五条―第四十一条）

第五章 災害等防止措置命令等（第四十二条―第四十三条）

第六章 林業経営者に対する支援措置（第四十四条―第四十六条）

第七章 雑則（第四十七条―第五十一条）

第八章 罰則（第五十二条―第五十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により定められた地域森林計画の対象とする森林について、市町村が、経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を講ずることにより、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一

体的な促進を図り、もつて林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的とする。

(定義)

第一条 この法律において「森林」とは、森林法

第二条第三項に規定する民有林をいう。

2 この法律において「森林所有者」とは、権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

3 この法律において「経営管理」とは、森林(森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とするものに限る。第五章を除き、以下同じ。)について自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。

4 この法律において「経営管理権」とは、森林について森林所有者が行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を市町村が行うため、当該森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)(木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を受受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を森林所有者に支払うことを含む。)を実施するための権利をいう。

5 この法律において「経営管理実施権」とは、森林について経営管理権を有する市町村が当該経営管理権に基づいて行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を民間事業者が行うため、当該市町村の委託を受けて伐採等(販売収益を受受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を市町村及び森林所有者に支払うことを含む。)を実施するための権利をいう。

(責務)
第三条 森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない

い。

2 市町村は、その区域内に存する森林について、経営管理が円滑に行われるようこの法律に基づく措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 市町村への経営管理権の集積

第一節 経営管理権集積計画の作成等

第四節 市町村は、その区域内に存する森林の全部又は一部について、当該森林についての経営管理の状況、当該森林の存する地域の事情その他の事情を勘案して、当該森林の経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、経営管理権集積計画を定めるものとする。

2 経営管理権集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が経営管理権の設定を受ける森林(以下「集積計画対象森林」という。)の所在、地番、地目及び面積

二 集積計画対象森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所

三 市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間

四 市町村が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

五 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法

六 集積計画対象森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知しなければならない旨の条件

七 第三号に規定する存続期間の満了時及び第九条第二項、第十五条第二項、第二十三条第二項又は第三十二条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法

八 その他農林水産省令で定める事項

3 前項第五号に規定する算定方法を定めるに当たっては、計画的かつ確実に伐採後の造林及び保育が実施されることにより経営管理が行われるよう、伐採後の造林及び保育に要する経費が適切に算定されなければならない。

4 経営管理権集積計画は、森林法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画、都道府県の治山事業(同法第十条の十五第四項第四号に規定する治山事業をいう。)の実施に関する計画その他地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 経営管理権集積計画は、集積計画対象森林ごとに、当該集積計画対象森林について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全部の同意が得られているものでなければならない。

(経営管理意向調査)

第五節 市町村は、経営管理権集積計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、集積計画対象森林の森林所有者(次条第一項の規定による申出に係るものを除く。)に対し、当該集積計画対象森林についての経営管理の意向に関する調査(第四十八条第一項第一号において「経営管理意向調査」という。)を行うものとする。

(経営管理権集積計画の作成の申出)

第六節 森林所有者は、農林水産省令で定めるところにより、その権原に属する森林について、当該森林の所在地の市町村に対し、経営管理権集積計画を定めるべきことを申し出ることができる。

2 前項の規定による申出を受けた市町村は、当該申出に係る森林を集積計画対象森林とし、当該申出をした森林所有者に通知するように努めるものとする。

(経営管理権集積計画の公告等)

第七節 市町村は、経営管理権集積計画を定めるときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

2 前項の規定による公告があつたときは、その公告があつた経営管理権集積計画の定めるところにより、市町村に経営管理権が、森林所有者に金銭の支払を受ける権利(以下「経営管理受益権」という。)が、それぞれ設定される。

3 前項の規定により設定された経営管理権は、第一項の規定による公告の後において当該経営管理権に係る森林の森林所有者となつた者(国その他の農林水産省令で定める者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(経営管理権集積計画の取消し)

第八節 市町村は、経営管理権を有する森林の森林所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことができる。

一 偽りその他の不正な手段により市町村に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

二 当該森林に係る権原を有しなくなった場合

三 その他経営管理に支障を生じさせるものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合

(経営管理権集積計画の取消しの公告)

第九節 市町村は、前条の規定による取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

2 前項の規定による公告があつたときは、経営管理権集積計画のうち前条の規定により取り消された部分に係る経営管理権に係る委託は、解除されたものとみなす。

第二節 経営管理権集積計画の作成手続の特例

第一款 共有者不明森林に係る特例
(不明森林共有者の探索)

第十節 市町村は、経営管理権集積計画(存続期間が五十年を超えない経営管理権の設定を市町

村が受けることを内容とするものに限る。以下この款において同じ。を定める場合において、集積計画対象森林のうちに、数人の共有に属する森林であつてその森林所有者の一部を確知することができないもの（以下「共有者不明森林」という。）があり、かつ、当該森林所有者で知れているものの全部が当該集積管理権集積計画に同意しているときは、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により、当該森林所有者で確知することができないもの（以下「不明森林共有者」という。）の探索を行うものとする。

（共有者不明森林に係る公告）

第十一条 市町村は、前条の探索を行つてもなお不明森林共有者を確知することができないときは、その定めようとする集積管理権集積計画及び次に掲げる事項を公告するものとする。

一 共有者不明森林の所在、地番、地目及び面積

二 共有者不明森林の森林所有者の一部を確知することができない旨

三 共有者不明森林について、集積管理権集積計画の定めるところにより、市町村が集積管理権の設定を、森林所有者が集積管理受益権の設定を受ける旨

四 前号に規定する集積管理権に基づき、共有者不明森林について次のいずれかが行われる旨

イ 第三十三条第一項に規定する市町村森林集積管理事業の実施による集積管理

ロ 第三十五条第一項の集積管理実施権配分計画による集積管理実施権の設定及び当該集積管理実施権に基づく民間事業者による集積管理

五 共有者不明森林についての次に掲げる事項
イ 第三号に規定する集積管理権の始期及び存続期間
ロ 第三号に規定する集積管理権に基づいて行われる集積管理の内容

ハ 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法

ニ イに規定する存続期間の満了時及び第九条第二項、第十五条第二項又は第二十三条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法

六 不明森林共有者は、公告の日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて市町村に申し出て、集積管理権集積計画又は前号に掲げる事項について異議を述べることができ旨

七 不明森林共有者が前号に規定する期間内に異議を述べなかつたときは、当該不明森林共有者は集積管理権集積計画に同意したものとみなす旨

（不明森林共有者のみなし同意）

第十二条 不明森林共有者が前条第六号に規定する期間内に異議を述べなかつたときは、当該不明森林共有者は、集積管理権集積計画に同意したものとみなす。

（集積管理権集積計画の取消し）

第十三条 前条の規定により集積管理権集積計画に同意したものとみなされた森林所有者（次条第一項に規定するものを除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に対し、当該集積管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができる。

2 市町村の長は、前項の規定による申出があつたときは、当該申出の日から起算して二月を経過した日以後速やかに、当該集積管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すものとする。

第十四条 第十二条の規定により集積管理権集積

計画に同意したものとみなされた森林所有者（その権原に属する森林のうち当該同意に係るものについて第三十七条第二項の規定により集積管理実施権が設定されているものに限る。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に対し、当該集積管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができる。

一 集積管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分の取消しについて、当該部分に係る集積管理権に基づく集積管理実施権の設定を受けている民間事業者の承諾を得た場合

二 予見し難い経済情勢の変化その他集積管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情があり、かつ、当該部分に係る集積管理権に基づく集積管理実施権の設定を受けている民間事業者に対し、当該森林所有者が通常生ずべき損失の補償をする場合

2 前条第二項の規定は、前項の規定による申出があつた場合について準用する。

（集積管理権集積計画の取消しの公告）

第十五条 市町村は、第十三条第二項（前条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

2 前項の規定による公告があつたときは、集積管理権集積計画のうち第十三条第二項の規定により取り消された部分に係る集積管理権に係る委託は、解除されたものとみなす。

第二款 確知所有者不同意森林に係る特例

（同意の勧告）

第十六条 市町村が集積管理権集積計画を定める場合において、集積計画対象森林のうちに、その森林所有者（数人の共有に属する森林にあつては、その森林所有者のうち知れている者。以下「確知森林所有者」という。）が当該集積管理権集積計画に同意しないもの（以下「確知所有者不同意森林」という。）があるときは、当該市町村の長は、農林水産省令で定めるところにより、当該確知森林所有者に対し、当該集積管理権集積計画に同意すべき旨を勧告することができる。

（裁定の申請）

第十七条 市町村の長が前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告をした日から起算して二月以内に当該勧告を受けた確知森林所有者が集積管理権集積計画に同意しないときは、当該市町村の長は、当該勧告をした日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の裁定を申請することができる。

（意見書の提出）

第十八条 都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請をした市町村が希望する集積管理権集積計画の内容を当該申請に係る確知所有者不同意森林の確知森林所有者に通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えるものとする。

2 前項の意見書を提出する確知森林所有者は、当該意見書において、当該確知森林所有者の所有する権利の種類及び内容、同項の集積管理権集積計画の内容に同意しない理由その他の農林水産省令で定める事項を明らかにしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしないものとする。

（裁定）

第十九条 都道府県知事は、第十七条の規定による申請に係る確知所有者不同意森林について、現に集積管理が行われておらず、かつ、前条第一項の意見書の内容、当該確知所有者不同意森林の自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情を勘案して、当該確知所有者不同意森林の集積管理

権を当該申請をした市町村に集積することが必要かつ適當であると認める場合には、裁定をするものとする。

2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 確知所有者不同意森林の所在、地番、地目及び面積

二 確知所有者不同意森林の確知森林所有者の氏名又は名称及び住所

三 市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間

四 市町村が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

五 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において確知森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法

六 確知所有者不同意森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知しなければならない旨の条件

七 第三号に規定する存続期間の満了時及び第九条第二項、第十五条第二項又は第二十三条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法

八 その他農林水産省令で定める事項

3 第一項の裁定は、前項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項については申請の範囲を超えないものとし、同項第三号に規定する存続期間については五十年を限度として定めるものとする。

(裁定に基づく経営管理権集積計画)

第二十条 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該裁定の申請をした市町村の長及び当該裁定に係る確知所有者不同意森林の確知森林所有者に通知するものとする。当該裁定についての審査請求に対する裁決

によつて当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

2 前項の規定による通知を受けた市町村は、速やかに、前条第一項の裁定（前項後段に規定するときにあつては、裁決によるその内容の変更後のもの）において定められた同条第二項各号に掲げる事項を内容とする経営管理権集積計画を定めるものとする。

3 前項の規定により定められた経営管理権集積計画については、確知森林所有者は、これに同意したものとする。

(経営管理権集積計画の取消し)

第二十一条 前条第三項の規定により経営管理権集積計画に同意したものとみなされた森林所有者であつて第十八条第一項の経営管理権集積計画の内容に同意しない旨の同項の意見書を提出したもの（次条第一項に規定するものを除く。）は、前条第二項の規定により定められた経営管理権集積計画について第七条第一項の規定による公告があつた日から起算して五年を経過したときは、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に対し、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができる。

2 市町村の長は、前項の規定による申出があつた場合には、当該申出の日から起算して二月を経過した日以後速やかに、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すものとする。

第二十二条 第二十条第三項の規定により経営管理権集積計画に同意したものとみなされた森林所有者であつて第十八条第一項の経営管理権集積計画の内容に同意しない旨の同項の意見書を提出したもの（その権原に属する森林のうち第二十条第二項の規定により定められた経営管理権集積計画に係るものについて第三十七条第二項の規定により経営管理実施権が設定されているものに限る。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農林水産省令で定めるところに

より、市町村の長に対し、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができる。

一 経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分の取消しについて、当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている民間事業者の承諾を得た場合

二 予見し難い経済情勢の変化その他経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情があり、かつ、当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている民間事業者に対し、当該森林所有者が通常生ずべき損失の補償をする場合

2 前条第二項の規定は、前項の規定による申出があつた場合について準用する。

(経営管理権集積計画の取消しの公告)

第二十三条 市町村は、第二十一条第二項（前条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

2 前項の規定による公告があつたときは、経営管理権集積計画のうち第二十一条第二項の規定により取り消された部分に係る経営管理権に係る委託は、解除されたものとみなす。

第三款 所有者不明森林に係る特例

(不明森林所有者の探索)

第二十四条 市町村は、経営管理権集積計画を定める場合において、集積計画対象森林のうち、その森林所有者（数人の共有に属する森林にあつては、その森林所有者の全部。次条第二号において同じ。）を確知することができないもの（以下「所有者不明森林」という。）があるときは、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により、確知することができない森林所有者（以下「不明森林所有者」という。）の探索を行うものとする。（所有者不明森林に係る公告）

第二十五条 市町村は、前条の探索を行つてもなお不明森林所有者を確知することができないときは、その定めようとする経営管理権集積計画及び次に掲げる事項を公告するものとする。

一 所有者不明森林の所在、地番、地目及び面積

二 所有者不明森林の森林所有者を確知することができない旨

三 不明森林所有者は、公告の日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて市町村に申し出るべき旨

四 前号に規定する期間内に同号の規定による申出がないときは、所有者不明森林について、都道府県知事が第二十七条第一項の裁定をすることがある旨

五 所有者不明森林について、経営管理権集積計画の定めるところにより、市町村が経営管理権の設定を、森林所有者が経営管理受益権の設定を受ける旨

六 前号に規定する経営管理権に基づき、所有者不明森林について次のいずれかが行われる旨

イ 第三十三条第一項に規定する市町村森林経営管理事業の実施による経営管理

ロ 第三十五条第一項の経営管理実施権配分計画による経営管理実施権の設定及び当該経営管理実施権に基づく民間事業者による経営管理

七 所有者不明森林についての次に掲げる事項

イ 第五号に規定する経営管理権の始期及び存続期間

ロ 第五号に規定する経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

ハ 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において供託されるべき金銭の額の算定方法及び当該金銭の供託の時期

条第二項又は第三十二條第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたとみなされた時における清算の方法

八 その他農林水産省令で定める事項

第二十六條 市町村が前条の規定による公告をした場合において、同条第三号に規定する期間内に不明森林所有者から同号の規定による申出がないときは、当該市町村の長は、当該期間が経過した日から起算して四月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の裁定を申請することができる。

(裁定)

第二十七條 都道府県知事は、前条の規定による申請に係る所有者不明森林について、現に経営管理が行われておらず、かつ、当該所有者不明森林の自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情を勘案して、当該所有者不明森林の経営管理権を当該申請をした市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、裁定をするものとする。

2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 所有者不明森林の所在、地番、地目及び面積

二 市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間

三 市町村が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

四 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において供託されるべき金銭の額の算定方法及び当該金銭の供託の時期

五 所有者不明森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知しなければならない旨の条件

六 第二号に規定する存続期間の満了時及び第九條第二項又は第三十二條第二項の規定によるこれらの規定に規定する委託が解除されたとみなされた時における清算の方法

七 その他農林水産省令で定める事項

3 第一項の裁定は、前項第一号から第三号までに掲げる事項については申請の範囲を超えないものとし、同項第二号に規定する存続期間については五十年を限度として定めるものとする。

(裁定に基づく経営管理権集積計画)

第二十八條 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を、当該裁定の申請をした市町村の長に通知するとともに、公告するものとする。当該裁定についての審査請求に対する裁決によつて当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

2 前項の規定による通知を受けた市町村は、速やかに、前条第一項の裁定（前項後段に規定するときにあつては、裁決によるその内容の変更後のもの）において定められた同条第二項各号に掲げる事項を内容とする経営管理権集積計画を定めるものとする。

3 前項の規定により定められた経営管理権集積計画については、不明森林所有者は、これに同意したものとみなす。

(供託)

第二十九條 前条第三項の規定により同意したものとみなされた経営管理権集積計画に基づき森林所有者に支払うべき金銭が生じたときは、市町村（当該同意に係る森林について第三十七條第二項の規定により経営管理実施権が設定されている場合にあっては、当該経営管理実施権の設定を受けた民間事業者）は、当該金銭の支払に代えて、当該金銭を供託するものとする。

2 前項の規定による金銭の供託は、当該森林の所在地の供託所にするものとする。

(経営管理権集積計画の取消し)

第三十條 第二十八條第三項の規定により経営管理権集積計画に同意したものとみなされた森林所有者（次条第一項に規定するものを除く。）は、当該経営管理権集積計画について第七條第一項の規定による公告があつた日から起算して五年を経過したときは、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に対し、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができる。

2 市町村の長は、前項の規定による申出があつた場合には、当該申出の日から起算して二月を経過した日以後速やかに、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すものとする。

第三十一條 第二十八條第三項の規定により経営管理権集積計画に同意したものとみなされた森林所有者（その権原に属する森林のうち当該経営管理権集積計画に係るものについて第三十七條第二項の規定により経営管理実施権が設定されているものに限る。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に対し、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができる。

一 経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分の取消しについて、当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている民間事業者の承諾を得た場合

二 予見し難い経済情勢の変化その他経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情があり、かつ、当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている民間事業者に対し、当該森林所有者が通常生ずべき損失の補償をする場合

2 前条第二項の規定は、前項の規定による申出があつた場合について準用する。

(経営管理権集積計画の取消しの公告)

第三十二條 市町村は、第三十條第二項（前条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、

その旨を公告するものとする。

2 前項の規定による公告があつたときは、経営管理権集積計画のうち第三十條第二項の規定により取り消された部分に係る経営管理権に係る委託は、解除されたものとみなす。

第三章 市町村による森林の経営管理

(市町村森林経営管理事業)

第三十三條 市町村は、経営管理権を取得した森林（第三十七條第二項の規定により経営管理実施権が設定されているものを除く。）について経営管理を行う事業（以下「市町村森林経営管理事業」という。）を実施するものとする。

2 市町村森林経営管理事業を実施する市町村は、民間事業者の能力の活用配慮しつつ、当該市町村森林経営管理事業の対象となる森林の状況を踏まえて、複層林化その他の方法により、当該森林について経営管理を行うものとする。

(報告)

第三十四條 農林水産大臣は、市町村森林経営管理事業を実施する市町村に対し、市町村森林経営管理事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第四章 民間事業者への経営管理実施権の配分

(経営管理実施権配分計画の作成)

第三十五條 市町村は、経営管理権を有する森林について、民間事業者に経営管理実施権の設定を行おうとする場合には、農林水産省令で定めるところにより、経営管理実施権配分計画を定めるものとする。

2 経営管理実施権配分計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の氏名又は名称及び住所

二 民間事業者が経営管理実施権の設定を受ける森林の所在、地番、地目及び面積

三 前号に規定する森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所

四 民間事業者が設定を受ける経営管理実施権の始期及び存続期間

五 民間事業者が設定を受ける経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

六 第二号に規定する森林に係る経営管理権集積計画において定められた第四号第二項第五号に規定する金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法

七 市町村に支払われるべき金銭がある場合（次号に規定する清算の場合を除く。）における当該金銭の額の算定方法及び当該金銭の支払の時期

八 第四号に規定する存続期間の満了時及び第四十一号第二項の規定により同項に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法

九 その他農林水産省令で定める事項

（民間事業者の選定等）

第三十六号 都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、定期的に、都道府県が定める区域ごとに、経営管理実施権配分計画が定められる場合に経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者を公募するものとする。

2 都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による公募に応募した民間事業者のうち次に掲げる要件に適合するもの及びその応募の内容に関する情報を整理し、これを公表するものとする。

一 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること。

二 経営管理を確実に実行に足りる経理的な基礎を有すると認められること。

3 市町村は、経営管理実施権配分計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、前条第二項第一号に規定する民間事業者

を、前項の規定により公表されている民間事業者の中から、公正な方法により選定するものとする。

4 都道府県及び市町村は、前三項の規定による公募及び公表並びに選定に当たっては、これらの過程の透明化を図るように努めるものとする。

（経営管理実施権配分計画の公告等）

第三十七号 市町村は、経営管理実施権配分計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

2 前項の規定による公告があつたときは、その公告があつた経営管理実施権配分計画の定めるところにより、民間事業者に経営管理実施権が、森林所有者及び市町村に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

3 前項の規定により設定された経営管理実施権は、第一項の規定による公告の後において当該経営管理実施権に係る森林の森林所有者となつた者（国その他の農林水産省令で定める者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

4 森林所有者が第二項の規定により設定された経営管理受益権に基づき林業経営者（同項の規定により経営管理実施権の設定を受けた民間事業者をいう。以下同じ。）から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する第七号第二項の規定により設定された経営管理受益権に基づき市町村から支払を受けたものとみなす。

（計画的かつ確実な伐採後の植栽及び保育の実施）

第三十八号 林業経営者は、販売収益について伐採後の植栽及び保育に要すると見込まれる額を適切に留保し、これらに要する経費に充てることにより、計画的かつ確実な伐採後の植栽及び保育を実施しなければならない。

第三十九号 市町村は、林業経営者に対し、当該

経営管理実施権の設定を受けた森林についての経営管理の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

（経営管理実施権配分計画の取消し）

第四十号 市町村は、第九号第二項、第十五号第二項、第二十三号第二項又は第三十二号第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた場合には、経営管理実施権配分計画のうち当該解除に係る経営管理権に基づいて設定された経営管理実施権に係る森林に係る部分を取り消すものとする。

2 市町村は、林業経営者が次の各号のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち当該林業経営者に係る部分を取り消すことができる。

一 偽りその他不正な手段により市町村に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合

二 第三十六号第二項各号に掲げる要件を欠くに至つたと認める場合

三 経営管理実施権の設定を受けた森林について経営管理を行っていないと認める場合

四 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合

五 正当な理由がなくて前条の報告をしない場合

六 その他経営管理に支障を生じさせるものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合

（経営管理実施権配分計画の取消しの公告等）

第四十一号 市町村は、前条の規定による取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

2 前項の規定による公告があつたときは、経営管理実施権配分計画のうち前条の規定により取り消された部分に係る経営管理実施権に係る委託は、解除されたものとみなす。

第五章 災害等防止措置命令等

（災害等防止措置命令）

第四十二号 市町村の長は、伐採又は保育が実施されておらず、かつ、引き続き伐採又は保育が実施されないことが確実であると見込まれる森林（森林法第二十五号又は第二十五号の二の規定により指定された保安林を除く。以下この章において同じ。）における次に掲げる事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認める場合には、その必要の限度において、当該森林の森林所有者に対し、期限を定めて、当該事態の発生を防止するために伐採又は保育の実施その他必要な措置（以下「災害等防止措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。ただし、当該森林について、経営管理権が設定されている場合又は同法第十条の九第三項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

一 当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させること。

二 当該森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において水害を発生させること。

三 当該森林の現に有する水源の涵養の機能に依存する地域において水の確保に著しい支障を及ぼすこと。

四 当該森林の周辺の地域において環境を著しく悪化させること。

2 前項の規定による命令をするときは、農林水産省令で定める事項を記載した命令書を交付するものとする。

（代執行）

第四十三号 市町村の長は、前条第一項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその災害等防止措置の全部又は一部を講ずることができ、この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該災害等防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害等防止措置を講じないときは、自ら当該災害等防止措置

を講じ、当該災害等防止措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告するものとする。

一 前条第一項の規定により災害等防止措置を講ずべきことを命ぜられた森林所有者が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る災害等防止措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 前条第一項の規定により災害等防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により当該災害等防止措置を命ずべき森林所有者の探索を行つてもなお当該森林所有者を確知することができないとき。

三 緊急に災害等防止措置を講ずる必要がある場合において、前条第一項の規定により当該災害等防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

2 市町村の長は、前項の規定により災害等防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災害等防止措置に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該森林の森林所有者から徴収することができる。

3 前項の規定による費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

4 第一項の規定により市町村の長が災害等防止措置の全部又は一部を講ずる場合における立木の伐採については、森林法第十条の八第一項本文の規定は、適用しない。

第六章 林業経営者に対する支援措置
（国有林野事業における配慮等）

第四十四条 国は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第二項に規定する国有林野事業に係る伐採等を他に委託して実施する場合には、林業経営者に委託するように配慮するものとする。

2 森林法第七条の二第一項に規定する国有林を所管する国の機関及び関係地方公共団体は、相互に連携を図り、林業経営者に対し、経営管理に資する技術の普及に努めるものとする。

（指導及び助言）

第四十五条 国及び都道府県は、林業経営者に対し、経営管理実施権に基づく経営管理を円滑に行うために必要な指導及び助言を行うものとする。

（独立行政法人農林漁業信用基金による支援）

第四十六条 独立行政法人農林漁業信用基金は、林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援を行うことができる。

第七章 雑則

（情報提供等）

第四十七条 農林水産大臣は、共有者不明森林及び所有者不明森林に関する情報の周知を図るため、地方公共団体その他の関係機関と連携し、第十一条又は第二十五条の規定による公告に係る共有者不明森林又は所有者不明森林に関する情報のインターネットの利用による提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（都道府県による森林経営管理事務の代替執行）

第四十八条 都道府県は、その区域内の市町村における次に掲げる事務の実施体制の整備の状況その他の事情を勘案して、当該市町村の当該事務の全部又は一部を、当該市町村の名において管理し、及び執行すること（第三項において「森林経営管理事務の代替執行」という。）について、当該市町村に協議し、その同意を求めることができる。

一 経営管理意向調査に関する事務

二 経営管理権集積計画の作成に関する事務

三 市町村森林経営管理事業に関する事務

四 経営管理実施権配分計画の作成に関する事務

2 前項の同意があつた場合には、地方自治法

（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十六の二第一項の求めがあつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

3 都道府県は、森林経営管理事務の代替執行をしようとするときは、その旨及び森林経営管理事務の代替執行に関する規約を公告するものとする。森林経営管理事務の代替執行をする事務を変更し、又は森林経営管理事務の代替執行を廃止しようとするときも、同様とする。

（市町村に対する援助）
第四十九条 国及び都道府県は、市町村に対し、経営管理に必要の助言、指導、情報の提供その他の援助を行うよう努めるものとする。

（関係者の連携及び協力）
第五十条 国、地方公共団体、森林組合その他の関係者は、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（農林水産省令への委任）
第五十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第八章 罰則
第五十二条 第四十二条第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほ

か、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の特例）

第二条 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第九条に規定する資金であつて林業経営者が貸付けを受けるものについての同条の規定の適用については、同条中「十二年」とあるのは、「十五年」とする。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（森林法の一部改正）

第四条 森林法の一部を次のように改正する。
第十条の八第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「第一項第十号」を「第一項第九号」に改める。

第十条の十の見出しを「〔施業の勧告〕」に改め、同条第一項中「次項に規定する場合を除く。』」を削り、同条第二項から第八項までを削る。

第十条の十一から第十条の十一の八までを削り、第十条の十一の九を第十条の十一とし、第十条の十一の十を第十条の十一の二とする。

第十条の十一の十一第一項中「第十条の十一の九第一項」を「第十条の十一第一項」に改め、同条を第十条の十一の三とする。
第十条の十一の十二第一項中「第十条の十一

の九第一項」を「第十条の十一第一項」に改め、同条を第十条の十一の四とし、第十条の十一の十三を第十条の十一の五とする。

第十条の十一の十四中「第十条の十一の十二第二項」を「第十条の十一の四第二項」に改め、同条を第十条の十一の六とする。

第十条の十一の十五第一項中「第十条の十一の九第一項」を「第十条の十一第一項」に、「第十条の十一の十三第一項」を「第十条の十一の五第一項」に改め、同条を第十条の十一の七とする。

第十条の十一の十六第一項中「第十条の十一の九第一項」を「第十条の十一第一項」に、「第十条の十一の十三第一項」を「第十条の十一の五第一項」に、「第十条の十一の四第一項各号」を「第十条の十一の四第一項各号」に改め、同条を第十条の十一の八とする。

第十条の十三第二項中「分収林特別措置法」の下に「昭和三十三年法律第五十七号」を、「又は」の下に「同法第二条第二項に規定する」を加える。

第三十九条の六中「第十条の十一第一項及び第二項」を「第十条の十一」に改める。

（森林法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の森林法（以下この条において「旧森林法」という。）第十条の十二第二項の規定によりされた通知又は同条第三項の規定によりされた申出については、同条第四項から第八項まで及び旧森林法第十条の十一から第十条の十一の八までの規定は、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第六条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一體的な促進を図るため、地域森林計画の対象とす

る森林について、市町村が、経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案
独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律

独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第七条の二」に改める。

第五条第四項中「上、」の下に「林業信用保証業務（以下この項、第七条の二及び第十一条の四第一項第一号において同じ。）を加える。

第六条第一項中「信用基金は、」の下に「第七条の二第二項若しくは通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻し又は」を加え、「又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻し」を削る。

第一章中第七条の次に次の一条を加える。

（出資者に対する持分の払戻し）

第七条の二 林業信用保証業務に係る政府及び都道府県以外の出資者（以下この条において「出資者」という。）は、主務省令で定めるところにより、信用基金に対し、その持分（林業信用保証業務に必要な資金に充てるべきものとして示してされた出資に係るものに限る。）の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

2 信用基金は、前項の規定による請求があった場合には、主務省令で定めるところにより算定した金額（その金額が当該請求に係る持分に係る出資額を超えるときは、当該出資額に相当する金額）により、同項の規定により払戻しを請求された持分を、当該請求をした出資者に払い

戻すものとする。ただし、一事業年度における払戻しの総額は、林業信用保証業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして主務大臣が定める金額を超えてはならない。

3 第一項の規定による請求があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、信用基金は、当該各号に定める時まで、主務省令で定めるところにより、当該請求をした出資者に対し、前項の規定による払戻しを停止することが出来る。

一 信用基金が当該出資者（その者が第十三条第三項に規定する森林組合等又は林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第十七条第二号に掲げる中小企業等協同組合である場合には、それぞれその直接の構成員となっている第十三条第二項に規定する林業者等又は同法第十七条第一号に掲げる者を含む。以下この項において同じ。）の債務を保証しているとき 信用基金が当該出資者の債務につきその者に代わって弁済をしな

二 信用基金が当該出資者に代わってその債務を弁済したことによりその者に対して求償権を有しているとき 当該求償権に係る債務が完済された時

4 信用基金が第二項の規定による払戻しをしたときは、信用基金の資本金（林業信用保証業務に充てるべきものとして示してされた出資に係るものに限る。以下この項において同じ。）のうち当該払戻しをした持分に係る出資額については、信用基金に対する出資者からの出資はなかつたものとし、信用基金は、その額により資本金を減少するものとする。

第十一条の四第一項第一号中「第十五条第二号に規定する」を削る。

第十二条第一項第五号中「（昭和五十一年法律第四十二号）を削り、同条に次の一項を加える。

3 信用基金は、前二項に規定する業務のほか、

これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、森林経営管理法（平成三十年法律第 号）第四十六条の規定による支援を行うことができる。

第十三条第二項第一号中「千万円」を「三億円」に改める。

第十五条第二号中「附帯する業務」の下に「並びに同条第三項に規定する業務」を加える。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十二条に一項を加える改正規定及び第十五条第二号の改正規定並びに附則第四条中林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第七条の表第十五条第二号の項の改正規定は、森林経営管理法（平成三十年法律第 号）の施行の日から施行する。

（政令への委任）
第二条 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正）
第四条 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部を次のように改正する。

第七条中「と読み替えるもの」を削り、同条の表第十四条第二項の項中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（以下「暫定措置法」という。）を「暫定措置法」に改め、同項の前に次のように加える。

第七條の二第 三項第一号	第十七條第二号に掲げる 中小企業等協同組合	第十七條第二号若しくは林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号。以下「暫定措置法」という。）第六條第一項第三号ロに掲げる中小企業等協同組合
同法第十七條第一号に掲げる者	林業・木材産業改善資金助成法第十七條第一号若しくは暫定措置法第六條第一項第三号ハに掲げる者	

第七條の表第十五條第二号の項中「これに」の下に「附帯する業務並びに同條第三項に規定する業務」を、「これらに」の下に「附帯する業務並びに第十二條第三項に規定する業務」を加える。

理 由

林業者の経営の改善発達に資するため、独立行政法人農林漁業信用基金の業務として森林経営管理法第四十六條の規定による支援業務を追加するとともに、同基金が行う債務の保証の対象者を拡大する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成三十年五月七日印刷

平成三十年五月八日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P